



⑧「実データ・実課題(学術データ等を含む)を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・AIの基本的な活用法に関するもの」の内容を含む授業科目

授業科目	単位数	必須	2-1	2-2	2-3	授業科目	単位数	必須	2-1	2-2	2-3
情報リテラシー	2	○	○	○	○						

⑨ 選択「4. オプション」の内容を含む授業科目

授業科目	選択項目	授業科目	選択項目

⑩ プログラムを構成する授業の内容

授業に含まれている内容・要素	講義内容
(1)現在進行中の社会変化(第4次産業革命、Society 5.0、データ駆動型社会等)に深く寄与しているものであり、それが自らの生活と密接に結びついている	1-1 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビッグデータ、IoT、AI、ロボット「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第11回)</li> <li>・第4次産業革命、Society 5.0、データ駆動型社会「情報リテラシー」(第1回)、「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第11回)</li> <li>・複数技術を組み合わせたAIサービス「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第11回)</li> <li>・データを起点としたものの見方、人間の知的活動を起点としたものの見方「情報リテラシー」(第2回)</li> </ul>
	1-6 <ul style="list-style-type: none"> <li>・AI等を活用した新しいビジネスモデル(シェアリングエコノミー、商品のレコメンデーションなど)「情報リテラシー」(第3回)、「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第7回)</li> <li>・AI最新技術の活用例(深層生成モデル、敵対的生成ネットワーク、強化学習、転移学習など)「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第7回)</li> </ul>
(2)「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題を解決する有用なツールになり得るもの	1-2 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査データ、実験データ、人の行動ログデータ、機械の稼働ログデータなど「情報リテラシー」(第4回)</li> <li>・1次データ、2次データ、データのメタ化「情報リテラシー」(第5回)</li> </ul>
	1-3 <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ・AI活用領域の広がり(生産、消費、文化活動など)「情報リテラシー」(第7回)</li> </ul>
(3)様々なデータ利活用の現場におけるデータ活用事例が示され、様々な適用領域(流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等)の知見と組み合わせることで価値を創出するもの	1-4 <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ解析:予測、グルーピング、パターン発見、最適化、シミュレーション・データ同化など「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第11回)</li> <li>・データ可視化:複合グラフ、2軸グラフ、多次元の可視化、関係性の可視化、地図上の可視化、挙動・軌跡の可視化、リアルタイム可視化など「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第11回)</li> <li>・特化型AIと汎用AI、今のAIで出来ることと出来ないこと、AIとビッグデータ「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第7回)</li> <li>・認識技術、ルールベース、自動化技術「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第7回)</li> </ul>
	1-5 <ul style="list-style-type: none"> <li>・データサイエンスのサイクル(課題抽出と定式化、データの取得・管理・加工、探索的データ解析、データ解析と推論、結果の共有・伝達、課題解決に向けた提案)「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第11回)</li> <li>・流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等におけるデータ・AI利活用事例紹介「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第7, 11回)</li> </ul>

(4) 活用に当たった様々な留意事項 (ELSI、個人情報、データ倫理、AI社会原則等)を考慮し、情報セキュリティや情報漏洩等、データを守る上での留意事項への理解をする	3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ELSI(Ethical, Legal and Social Issues) 「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第13回)</li> <li>・個人情報保護、EU一般データ保護規則(GDPR)、忘れられる権利、オプトアウト 「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第13回)</li> <li>・データ倫理:データのねつ造、改ざん、盗用、プライバシー保護 「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第13回)</li> <li>・データバイアス、アルゴリズムバイアス 「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第13回)</li> <li>・データ・AI活用における負の事例紹介 「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第13回)</li> </ul>
	3-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ:機密性、完全性、可用性 「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第13回)</li> <li>・匿名加工情報、暗号化、パスワード、悪意ある情報搾取 「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第13回)</li> <li>・情報漏洩等によるセキュリティ事故の事例紹介 「大学で学ぶ・大学を学ぶ」(第13回)</li> </ul>
(5) 実データ・実課題 (学術データ等を含む)を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・AIの基本的な活用法に関するもの	2-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データの種類(量的変数、質的変数) 「情報リテラシー」(第1回)</li> <li>・データの分布(ヒストグラム)と代表値(平均値、中央値、最頻値) 「情報リテラシー」(第9回)</li> <li>・代表値の性質の違い(実社会では平均値=最頻値でないことが多い) 「情報リテラシー」(第1回)</li> <li>・相関と因果(相関係数、擬似相関、交絡) 「情報リテラシー」(第10回)</li> <li>・クロス集計表、分割表、相関係数行列、散布図行列 「情報リテラシー」(第10回)</li> </ul>
	2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ表現(棒グラフ、折線グラフ、散布図、ヒートマップ) 「情報リテラシー」(第11回)</li> <li>・データの図表表現(チャート化) 「情報リテラシー」(第11回)</li> <li>・不適切なグラフ表現(チャートジャンク、不必要な視覚的要素) 「情報リテラシー」(第2回)</li> <li>・優れた可視化事例の紹介(可視化することによって新たな気づきがあった事例など) 「情報リテラシー」(第14・15回)</li> </ul>
	2-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データの集計(和、平均) 「情報リテラシー」(第12・13回)</li> <li>・データの並び替え、ランキング 「情報リテラシー」(第12・13回)</li> <li>・データ解析ツール(スプレッドシート) 「情報リテラシー」(第12・13回)</li> <li>・表形式のデータ(csv) 「情報リテラシー」(第12・13回)</li> </ul>

⑪ プログラムの学修成果(学生等が身に付けられる能力等)

数理・データサイエンス・AIが社会でどのように活用されているのか理解し、自らの専門分野の学びに活用することができるための基礎的素養が身につけられる。

プログラムの履修者数等の実績について

①プログラム開設年度 令和4 年度

②履修者・修了者の実績

学部・学科名称	学生数	入学定員	収容定員	令和4年度						令和3年度						令和2年度						令和元年度						平成30年度						平成29年度						履修者数合計	履修率
				履修者数			修了者数			履修者数			修了者数			履修者数			修了者数			履修者数			修了者数			履修者数			修了者数										
				合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性								
看護学部	370	90	380	90	/	/	89	/	/	0			0			0			0			0			0			0			0			0			90	24%			
社会福祉学部	426	90	380	100	/	/	99	/	/	0			0			0			0			0			0			0			0			0			100	26%			
ソフトウェア情報学部	713	160	660	161	/	/	156	/	/	0			0			0			0			0			0			0			0			0			161	24%			
総合政策学部	463	100	420	109	/	/	108	/	/	0			0			0			0			0			0			0			0			0			109	26%			
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!			
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
				0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	#DIV/0!						
合計	1,972	440	1,840	460	0	0	452	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	460	25%						

大学等名

教育の質・履修者数を向上させるための体制・計画について

- ① 全学の教員数 (常勤)  人 (非常勤)  人
- ② プログラムの授業を教えている教員数  人
- ③ プログラムの運営責任者  
 (責任者名)  (役職名)

- ④ プログラムを改善・進化させるための体制(委員会・組織等)
- 
- (責任者名)  (役職名)

- ⑤ プログラムを改善・進化させるための体制を定める規則名称
- 

- ⑥ 体制の目的
- 学務調整会議は、全学部並びに各センター(高等教育推進センター、教職教育センター)の教務責任者からなり、全学の教育課程の推進に関する事項の協議及び連絡調整のための組織である。その中では、全学科目の担当者・時間割の調整、授業アンケートの実施などを行っている。
- また、高等教育推進センター高等教育企画部では「教育の質保証のための検証及び支援に関すること」「全学に共通する新たな教育課題等への対応に関すること」「ファカルティ・ディベロップメントに関すること」を所掌している。全学共通の教育プログラムについては、高等教育推進センター高等教育企画部で企画・立案し、学部調整会議を通じて実施した授業アンケートの結果をもとに、高等教育推進センター高等教育企画部にて改善を図っている。

- ⑦ 具体的な構成員
- 学務調整会議  
 委員長 猪股俊光  
 高等教育企画部副部長 渡部芳栄、教育支援本部 工藤真由美  
 看護学部教務委員長 内海香子、社会福祉学部教務委員長 鈴木力雄  
 ソフトウェア情報学部教務委員長 新井義和、総合政策学部教務委員長 Tee Kian Heng  
 盛岡短期大学部教務委員長 大澤朋子、宮古短期大学部教務委員長 昇高茂樹  
 高等教育推進センター教務委員長 高橋英也、教職教育センター 福島朋子  
 看護学研究科教務委員長 高橋有里、社会福祉学研究科教務委員長 佐藤哲郎  
 ソフトウェア情報学研究科教務委員長 高田豊雄、総合政策研究科教務委員長 倉原宗孝  
 高等教育推進センター高等教育企画部  
 部長 猪股俊光  
 副部長 渡部芳栄  
 准教授 天野哲彦  
 准教授 高瀬和実

⑧ 履修者数・履修率の向上に向けた計画 ※様式1の「履修必須の有無」で「計画がある」としている場合は詳細について記載すること

令和4年度実績	25%	令和5年度予定	50%	令和6年度予定	75%
令和7年度予定	100%	令和8年度予定	100%	収容定員(名)	1,840

具体的な計画

本プログラムを構成する「情報リテラシー」と「大学で学ぶ・大学を学ぶ」を全学部共通の基盤教育科目の必修科目(2科目ともに1年前期開講)とし、全学部の1年生が履修できるように、全学の時間割を調整した。これにより、令和4年度実績で在籍学生に対する履修率が25%となり、令和5年度には約50%、令和6年度では約75%と年々向上していく予定である。

⑨ 学部・学科に関係なく希望する学生全員が受講可能となるような必要な体制・取組等

本プログラムを構成する「情報リテラシー」と「大学で学ぶ・大学を学ぶ」を全学部共通の基盤教育科目の必修科目としたことに伴い、全学的な時間割の調整、担当教員の配置などを、学務調整委員会において検討した。これにより、学部・学科に関係なく学生全員が本プログラムを履修できるようにした。

⑩ できる限り多くの学生が履修できるような具体的な周知方法・取組

本学の全学生が学部・学科に関係なく本プログラムを履修することを、次の媒体を通じながら学内外に周知することで、本学志願者や入学者らの本プログラムへの認知度が高まるよう努めた。

- ・本学Webページでの本プログラムの紹介
- ・「入学案内」(受験生向けのパンフレット)での本プログラムの紹介
- ・本学の広報誌(Arch 第83号)での本プログラムの紹介
- ・入学予定者(入試合格者)通知文として、BYODの導入の案内とともにノートPCを活用した本プログラムの開始の紹介

さらに、入学後の新入生ガイダンスにおいて、本プログラムを説明するとともに、各学部の「履修の手引き」のなかで本プログラムの目的・対象科目・修了要件などを記載している。

⑪ できる限り多くの学生が履修・修得できるようなサポート体制

本プログラムの履修者が必要な単位を修得できるように、入学時オリエンテーションの期間中には、本プログラムを履修するために必要なアプリケーションソフトウェアを学生個人が所有しているノートPCへインストールするためのガイダンスを全学部生を対象に開催した。そして、このアプリケーションソフトウェアを利用する科目「情報リテラシー」では、専門分野の異なる学生がともに学び合えるように、各学部（看護学部、社会福祉学部、ソフトウェア情報学部、総合政策学部）の学生が混在するクラス構成とした。1クラスは50名程度で、全部で9つのクラスを用意し、いずれのクラスもソフトウェア情報学部の教員が担当することとした。

⑫ 授業時間内外で学習指導、質問を受け付ける具体的な仕組み

LMS (WebClass) を活用して、講義資料の配付や課題の提出、質問の受付・回答が行えるようにしている。また、「情報リテラシー」では各クラスに2名のTA (主にソフトウェア情報学研究科の学生など) を配置し、授業内容についての個別指導に対応している。また、数理分野の質問は、全学部生が利用できる数学相談室 (統計や微分積分などに対応) でも受け付けている。

さらに、令和5年度からは、全学部の学生を対象として、データサイエンス・AIや ICT 操作法に関する相談も受け付けられるよう体制を整えていく予定としている。

自己点検・評価について

① プログラムの自己点検・評価を行う体制(委員会・組織等)

学務調整委員会、高等教育推進センター高等教育企画部

(責任者名) 猪股俊光

(役職名) 教育支援本部長

② 自己点検・評価体制における意見等

自己点検・評価の視点	自己点検・評価体制における意見・結果・改善に向けた取組等
学内からの視点	
プログラムの履修・修得状況	<p>本プログラムを構成する各科目では、全学部共通の学務システム(Active Academy Advance)によって履修・修得状況を、授業支援システム(WebClass)によって受講者毎の課題提出状況を、それぞれ把握することができる。</p> <p>令和4年度の実績として、本プログラムを構成する「情報リテラシー」と「大学で学ぶ・大学を学ぶ」は全学部の新生全員が履修しており、新生460人の履修割合は100%であり、両科目を修得し、本プログラムを修了した学生数は454人(新生全体の98.7%)であった。</p>
学修成果	<p>「情報リテラシー」では、授業アンケートにおける「あなたはこの授業の到達目標を達成できましたか(6段階評価)」との設問について、89.1%(293)が4以上の回答であった。自由記述には「これから課題をこなすためのアプリの使い方やデータの比較方法を学べた」などの記述が散見され、学修成果を今後活かす姿勢が窺えた。</p> <p>また、「大学で学ぶ・大学を学ぶ」では、授業アンケートの「あなたはこの授業の到達目標を達成できましたか」で81.5%が肯定的な回答をしている。令和5年度以降は授業アンケートを実質的に記名化することで、成績と達成度の自己評価の関連をさらに深く分析し、改善に活かす。</p>
学生アンケート等を通じた学生の内容の理解度	<p>「情報リテラシー」では、授業アンケートにおける「この授業で得たものは多かったと思いますか(6段階評価)」との設問について、94.5%(311)が4以上の回答、「授業の難易度はあなたにとってどうでしたか(5段階評価)」との設問については4.9%(16)が5(難しい)と回答していた。TAによる目配り、難易度別課題の見直しにより、理解度の向上を図っていく。</p> <p>また、「大学で学ぶ・大学を学ぶ」では、内容の理解度に関わる項目をセマンティックディファレンシャル法の5段階で尋ね、「授業内容の量はあなたにとってどうでしたか」には71.9%の学生が、「授業を進める速度はあなたにとってどうでしたか」には82.2%が、「授業の難易度はあなたにとってどうでしたか」には72.6%の学生が3(ちょうどよい意味)を選択した。令和5年度以降は成績と理解度の関連をさらに深く分析し、改善に活かす。</p>
学生アンケート等を通じた後輩等他の学生への推奨度	<p>「情報リテラシー」の授業アンケートでは、「総合的に考えてこの授業に満足できましたか(6段階評価)」との設問について、93%(206)が4以上の回答であったことから、満足度の高い1年次必修科目として、推奨度の高い授業といえる。</p> <p>また、「大学で学ぶ・大学を学ぶ」の授業アンケートでは、「この授業で得たものは多かったと思いますか」には80.9%が、「総合的に考えてこの授業に満足できましたか」には78.6%が肯定的な回答を示した。令和5年度以降は、成績と満足度等の関連をさらに深く分析するとともに、本プログラムを修了した学生から後輩への推奨度をはかりながら改善に活かしていく。</p>
全学的な履修者数、履修率向上に向けた計画の達成・進捗状況	<p>本プログラムを構成する「情報リテラシー」と「大学で学ぶ・大学を学ぶ」は、令和4年度から全学部共通の基盤教育科目の必修科目(2科目ともに1年前期開講)であり、全学部の1年生全員が履修している。令和5年度以降も同様に全学部の1年生全員が履修する。</p>

自己点検・評価の視点	自己点検・評価体制における意見・結果・改善に向けた取組等
学外からの視点	
教育プログラム修了者の進路、活躍状況、企業等の評価	<p>本学の卒業生の就職先は、医療、福祉、情報通信業、公務、製造業、サービス業、金融・保険業など、多業種にわたっており、卒業生には、AIをはじめとする最新技術を活用し、新たな価値やあらたな社会を創造することが求められている。本プログラムの修了生が卒業する令和8年度以降からは、企業等へのアンケートなどをもとに本プログラムの改善に努める予定である。</p>
産業界からの視点を含めた教育プログラム内容・手法等への意見	<p>岩手県内の高等教育機関や地方公共団体、経済・産業団体からなる「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」による、「高等教育人材の教育及び県内定着促進に関するアンケート調査」によれば、岩手県内の430事業所のうち、約7割の事業所が大学等高等教育機関に求める教育プログラムとして「数理・データサイエンス・AI・IT教育」をあげている。また、本学の設立団体が示した「いわて県民計画(2019～2028)」では、AIをはじめとする第4次産業革命技術を活用し、新たな社会を創造し、岩手県の未来をけん引する人材の育成が求められている。このような社会的な要請に応えるべく、本プログラムの改善に努めていく。</p>
数理・データサイエンス・AIを「学ぶ楽しさ」「学ぶことの意義」を理解させること	<p>「大学で学ぶ・大学を学ぶ」の授業アンケートでは、「この授業にはもともと強い関心がありましたか」に48.7%の学生のみが肯定的な回答を示していた。これに対し、否定的な回答をしていた学生のうち「この授業で得たものは多かったと思いますか」では64.9%が、「総合的に考えてこの授業に満足できましたか」では60.8%が肯定的な回答を示しており、授業を履修したあとで楽しさや意義は理解されたといえる(なお、当初肯定的な回答をしていた学生のうち97%の学生は満足度等に肯定的な回答をしている)。</p>
内容・水準を維持・向上しつつ、より「分かりやすい」授業とすること	<p>「情報リテラシー」についての授業内容(データサイエンスや情報機器の操作法など)について、学生が相談できる全学的な窓口を令和5年度から設けることとしている。 また、「大学を学ぶ・大学を学ぶ」では大学の歴史やカリキュラム全般も学ぶ授業内容となっており、令和5年度以降は内容別にわかりやすさを評価できる成績評価を導入する。</p>

講義科目名称： 情報リテラシークラス①

授業コード： 0000205

英文科目名称： Information Literacy

開講期間	配当年	単位数	科目必選区分
前期	1年	2.0	必修科目
担当教員			
大堀勝正、片町健太郎、蔡 大維、齊藤義仰、眞田尚久、富澤浩樹、西岡大、間所洋和（全てソフトウェア情報学部）			
ソフトウェア情報学科			
添付ファイル			

正課学生以外の受講（■：受講可） （□：受講不可）	正課学生以外の受講 □他学部・他学科 □4大・短大間 □いわてコンソ □科目等履修等
------------------------------	--

教育課程	基盤教育科目 基礎科目 情報処理
授業形態	演習
資格対応	養護教諭一種免許状 保育士資格 幼稚園教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状(保健、情報、地理歴史、公民) 中学校教諭一種免許状(社会) 看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格
授業のねらい・概要	演習を通してコンピュータアプリケーションとネットワークの基本操作に習熟するとともに、情報技術活用によるメリットやデメリット、生ずる社会的な責任やその影響範囲などについて学び、情報社会に参画する態度を養成する。
キーワード《5つまで》	パーソナルコンピュータ、インターネット、情報メディア、電子コミュニケーション、プレゼンテーション
学修目標	1) 大学生生活ひいては社会生活を送る上で欠かせない情報モラルについて具体的に学び、それらを踏まえてネットワークサービスや電子コミュニケーションツールを利用することができる。 2) パーソナルコンピュータおよびコンピュータアプリケーションの基本的な操作知識を身につけ、目的に応じて主体的に活用することができる。 3) 学部混成グループでの作業や提出物の相互評価を通して、情報活用の実践力の向上を図るとともに、情報やメディアの評価・判断ができるようになる。
授業の位置付け	共通の柱：「課題発見・解決能力」「コミュニケーション能力」に関連する科目である。
授業の計画	第1回： ガイダンス・コンピュータの基本操作 第2回： 情報の受発信と評価(1) 情報モラル・セキュリティ 第3回： 情報の受発信と評価(2) HTML・エディタ・ファイル操作 第4回： 表計算ソフトの利用1(1) 第5回： 表計算ソフトの利用1(2) 第6回： 紙メディアを用いたプレゼンテーション(1) 第7回： 紙メディアを用いたプレゼンテーション(2) 第8回： 表計算ソフトの利用2(1) 第9回： 表計算ソフトの利用2(2) 第10回： スライドを用いたプレゼンテーション 第11回： コンピュータの特性を生かした情報の利活用(1) 第12回： コンピュータの特性を生かした情報の利活用(2) 第13～14回： グループによる総合課題制作 第15回： グループによる総合課題の成果報告・授業のまとめ
教科書【学生が必ず準備するもの】	「情報リテラシー」 公立大学法人 岩手県立大学
参考書等	必要に応じて資料を配布する。
授業の形式	学部混成グループによる演習を中心に進める。
成績評価の方法	本授業は演習を主体とするため、出席を重視し、80%以上の出席を求める。演習課題は、基本内容の確認のための「出席課題」と、その定着を目的とした「基礎課題」、応用力養成を目指した「発展課題」の3種がある。80%以上の出席かつすべての出席課題と基礎課題の提出、およびすべての出席課題について合格することが、単位取得の最低条件である。
授業前・授業後の学修	授業前は、教科書の該当範囲に目を通すとともに、実際にコンピュータを操作し、受講に不安を覚えない程度の操作経験を積み重ねておくこと。授業後は、教科書や成果物を振り返り、課された課題に取り組むこと。
履修にあたっての留意点	演習を中心とした授業であるため、学生自身が主体的に問題を解決しようとする事、学生同士で学び合う姿勢で受講すること、そして課題の質的向上にこだわる事が、情報リテラシーを向上させるためにも不可欠である。また、コンピュータの操作経験を積み重ねるために、時間外作業を厭わない取り組み姿勢を歓迎する。
実務経験を生かした授業内容	
備考	受講クラスによって、取り扱う課題や課題の提出方法が異なったり、授業計画が変更されたりする場合があります。また、授業で用いる教科書及びソフトウェア（オペレーションシステム、オフィスソフトウェア等）は、コンピュータ演習室の設置環境に準じる。

講義科目名称： 大学で学ぶ・大学を学ぶ

授業コード： 0000101

英文科目名称： Learning at University and Learning Iwate  
Prefectural University

開講期間	配当年	単位数	科目必選区分
前期	1年	2.0	必修
担当教員			
渡部芳栄			
高等教育推進センター			
添付ファイル			

正課学生以外の受講 (■：受講可) (□：受講不可)	正課学生以外の受講 □他学部・他学科 ■4大・短大間 □いわてコンソ ■科目等履修等
----------------------------------	--

教育課程	基盤教育科目 基礎科目 入門科目
授業形態	講義中心
資格対応	看護師国家試験受験資格
授業のねらい・概要	岩手県立大学は、建学の理念のもとに岩手県が設置した大学である。この授業では、本学の歴史・理念や学修・学生生活の状況を学び、岩手県立大学生としての「自分」を理解することを目指す。  また、4学部に所属する教員の研究紹介を行うことで、大学内での自らの立ち位置を理解するとともに、大学の基本的方向に記されている「地域社会への貢献」「国際社会への貢献」を具現化したカリキュラム及び2つの副専攻「地域創造教育プログラム」「国際教養教育プログラム」や「文理融合データサイエンス教育プログラム」も理解することにより、4年間の学びをイメージし、大学への関心や学びへの意欲を高める。  カリキュラム上の位置づけ（備考も参照） ・副専攻「地域創造教育プログラム」のコア科目 ・副専攻「国際教養教育プログラム」のコア科目 ・「文理融合データサイエンス教育プログラム」<リテラシーレベル>の関連科目
キーワード《5つまで》	岩手県立大学、キャリア形成、副専攻
学修目標	① 岩手県立大学の歴史やカリキュラムを理解し、説明することができる ② 副専攻や「文理融合データサイエンス教育プログラム」の目標や構造を理解し、説明することができる ③ 自らの今後の大学生活を見通し、説明することができる
授業の位置付け	「幅広い教養」「社会への関心」「コミュニケーション能力」
授業の計画	第1回 (4/18) : ガイダンス 第2回 (4/25) : 岩手県立大学生に望むこと (学長) 第3回 (5/2) : 岩手県立大学で学ぶ「自分」 第4回 (5/9) : 岩手県立大学の歴史と現在 第5回 (5/16) : 岩手県立大学の研究紹介 (看護分野) 第6回 (5/23) : 岩手県立大学の研究紹介 (社会福祉分野) 第7回 (5/30) : 岩手県立大学の研究紹介 (AI分野) 第8回 (6/6) : 岩手県立大学の研究紹介 (総合政策分野) 第9回 (6/13) : 副専攻「地域創造教育プログラム」について 第10回 (6/20) : 副専攻「国際教養教育プログラム」について 第11回 (6/27) : 「文理融合データサイエンス教育プログラム」について 第12回 (7/4) : 特定プログラム履修生の学び 第13回 (7/11) : 大学での学びと倫理 第14回 (7/25) : 岩手県の課題と求められる能力等 (知事) 第15回 (8/1) : 振り返り (アンケート含む) とまとめ
教科書【学生が必ず準備するもの】	なし
参考書等	授業内で適宜提示する。
授業の形式	・授業は、パワーポイント等資料を用いた講義と振り返りによって進める。 ・振り返りは、授業後もしくは授業の最後に行われ、提出物を提出してもらおう（後述「毎回の振り返り」参照）。 ・振り返りの記載内容は、公開される可能性がある。公開を希望しない場合には、その旨回答すること。
成績評価の方法	「毎回の振り返り」(60点)、「最終まとめ」(40点)の合計点によって評価する。秀：90点以上、優：80点以上、良：70点以上、可：60点以上とし、60点未満の場合には単位を認めない。  「毎回の振り返り」 (振り返り記載の観点) ①3つの学修目標のうち1つ以上の目標の達成に、どのように寄与する内容だったか ②自分の過去・現在・未来に対してどのような関係があるか (学習目標③にも関連)  1～15回目の授業後に、2つの観点のいずれか、もしくは両方について、150字以上で具体的に記載する (60点：各4点×15回)。得点のおおよその目安は以下の通り。

	<p>0点：提出していない場合、もしくは、授業とほぼ関係のない記載、少なすぎるの記載（目安：75字未満）の場合。</p> <p>1点：①②の観点の両方が含まれていない、かつ150字未満の場合。</p> <p>2点：①②の観点の両方が含まれていない、もしくは150字未満の場合。</p> <p>3点：①②のいずれか、もしくは両方について、150字以上で具体的に書かれている場合。</p> <p>4点：「3点」に該当するうち、特に優れている場合。</p> <p>「最終まとめ」 第15回授業後に記載する最終まとめの内容（40点）によって評価する。</p>
授業前・授業後の学修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業資料を授業専用WEBサイトに掲載する予定。復習し、まとめの記載に役立てること。</li> <li>・その他、大学のウェブサイト・記念誌などを自主的に勉強すること。</li> </ul>
履修にあたっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位認定のためには、80%（12回）以上の出席が必要となる。</li> <li>・講堂には机がないので、クリップボード等の準備が望ましい。</li> <li>・パソコン、タブレット、スマホなど、授業やグループワークに役立つ機器は自由に持ち込み、フルに活用してほしい。ただし、外部講師等によっては使用を制限することがあるので、指示に従うこと。使用する際も、授業と関係のない使用はしないこと。</li> </ul> <p>新入生を中心に、多数の学生が受講します。 多様な関心、背景、資質・能力を持った学生が一堂に会することを理解し、お互いに尊重しましょう。</p>
実務経験を生かした授業内容	
備考	<p>本授業は、全学生必修科目であると同時に、以下の副専攻のコア科目である。地域関係副専攻の修了を目指す学生は、この授業で使うポートフォリオを卒業まで使い続ける。</p> <p>地域関係副専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いわて創造教育プログラム」（2019年度以前入学者）</li> <li>・「地域創造教育プログラム」（2020年度以降入学者）</li> </ul> <p>国際関係副専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際教養教育プログラム」（2020年度以降入学者）</li> </ul> <p>-----</p> <p>2019年度以前入学者「いわて創造入門」（地域学習）</p>

4. 基盤教育カリキュラムマップ

		1年次	2年次	3年次	4年次	
基礎科目	大学で学ぶ力をつくる	<b>科目入門</b>	大学で学ぶ・大学を学ぶ 基礎教養入門Ⅰ・Ⅱ			
		<b>英語</b>	英語実践演習Ⅰ・Ⅱ 英語基礎演習Ⅰ・Ⅱ	英語実践演習Ⅲ・Ⅳ 英語基礎演習Ⅲ・Ⅳ		
		<b>処情報</b>	情報リテラシー			
		<b>体保健</b>	健康科学 体育実技			
教養科目	生きる世界を知る	<b>理地域</b>	人間と職業、地域社会と健康、コミュニティ形成の理論と実践、地域と情報、地域社会とボランティア、地域コミュニティとまちづくり、異文化間接触と多文化共生			
			<b>学地域</b>	いわて創造学習Ⅰ		
				いわて創造学習Ⅱ		
		<b>外国語</b>	中国語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ・Ⅱ、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、フランス語Ⅰ・Ⅱ、スペイン語Ⅰ・Ⅱ			
			語学研修Ⅰ			
			語学研修Ⅱ			
			応用外国語A・B・C・D・E・F			
			日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(外国人留学生のみ履修可能)			
			国際社会A・B・C・D・E・F			
		<b>グローバル理解</b>	グローバル理解入門			
			国際文化A・B・C・D・E・F			
			国際演習A・B			
			グローバル理解演習			
<b>国際教養</b>	中国語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ・Ⅱ、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、フランス語Ⅰ・Ⅱ、スペイン語Ⅰ・Ⅱ					
	語学研修Ⅰ					
<b>基礎教養</b>	哲学の世界、芸術学の世界、文学の世界、歴史学の世界、宗教学の世界、社会学の世界、教育学の世界、物理学の世界、化学の世界、生物学の世界、地球科学の世界、地理学の世界、体育学・スポーツの世界、看護学の世界、心理学の世界、数学の世界、確率の世界、経営学の世界、生態学の世界、法学の世界、政治学の世界、経済学の世界					
	課題別教養					
<b>課題別教養</b>	自己と他者、個と集団、科学技術と倫理、環境と疾病、ジェンダーと文化、開発と環境、災害と被災者支援、フィールドで問う、障害者の就労と支援、女性・子どもと環境、共生社会について考える、現代社会と依存症、労働を取り巻く課題、データサイエンス入門、データサイエンス応用Ⅰ、データサイエンス応用Ⅱ					
	学問を知る・使う					

## 基盤教育科目一覧表

授業科目の名称		開講年次	単位数			GPA	備考	
			必修	選択	自由			
基礎科目	入門科目	大学で学ぶ・大学を学ぶ	1 前	2			○	
		基礎教養入門Ⅰ	1 前	1			○	
		基礎教養入門Ⅱ	1 後	1			○	
	英語	英語基礎演習Ⅰ	1 前	1			○	
		英語実践演習Ⅰ	1 前	1			○	
		英語基礎演習Ⅱ	1 後	1			○	
		英語実践演習Ⅱ	1 後	1			○	
		英語基礎演習Ⅲ	2 前	1			○	
		英語実践演習Ⅲ	2 前	1			○	
		英語基礎演習Ⅳ	2 後	1			○	
英語実践演習Ⅳ	2 後	1			○			
情報処理	情報リテラシー	1 前	2			○		
保健体育	健康科学	1・2前後		2		○		
	体育実技	1・2前後		1		○		
基盤教育科目	地域教養	地域理解	人間と職業	1・2・3・4		2	○	
			地域社会と健康	1・2・3・4		2	○	
			コミュニティ形成の理論と実践	1・2・3・4		2	○	
			地域と情報	1・2・3・4		2	○	
			地域社会とボランティア	1・2・3・4		2	○	
			地域コミュニティとまちづくり	1・2・3・4		2	○	
			異文化間接触と多文化共生	1・2・3・4		2	○	
		地域学習	いわて学A	1・2・3・4前		2		○
			いわて学B	1・2・3・4後		2		○
			観光による岩手の地域活性化	1・2・3・4		2		○
	いわて創造学習Ⅰ		1・2通年		4		○	
	いわて創造学習Ⅱ		2・3通年		2		○	
	いわて創造実践演習		3・4後		2		○	
	キャリア地域学習		1・2・3・4通年		2		○	
	国際教養	外国語	中国語Ⅰ	2・3・4前		2		○
			中国語Ⅱ	2・3・4後		2		○
			韓国語Ⅰ	2・3・4前		2		○
			韓国語Ⅱ	2・3・4後		2		○
			ドイツ語Ⅰ	2・3・4前		2		○
			ドイツ語Ⅱ	2・3・4後		2		○
			フランス語Ⅰ	2・3・4前		2		○
			フランス語Ⅱ	2・3・4後		2		○
			スペイン語Ⅰ	2・3・4前		2		○
			スペイン語Ⅱ	2・3・4後		2		○
			応用外国語A	3・4通年		2		○
			応用外国語B	3・4通年		2		○
			応用外国語C	3・4通年		2		○
			応用外国語D	3・4通年		2		○
応用外国語E			3・4通年		2		○	
応用外国語F			3・4通年		2		○	
語学研修Ⅰ			1・2・3・4後			2		○
語学研修Ⅱ			2・3・4通年			2		○
日本語Ⅰ	1・2・3・4前後			2		○		
日本語Ⅱ	1・2・3・4前後			2		○		
日本語Ⅲ	1・2・3・4前後			2		○		
日本語Ⅳ	1・2・3・4前後			2		○		
グローバル理解	グローバル理解入門	1 後		2		○		
	国際社会A	2・3・4		2		○		
	国際社会B	2・3・4		2		○		
	国際社会C	2・3・4		2		○		
	国際社会D	2・3・4		2		○		
	国際社会E	2・3・4		2		○		
	国際社会F	2・3・4		2		○		
	国際文化A	2・3・4		2		○		
	国際文化B	2・3・4		2		○		
	国際文化C	2・3・4		2		○		
	国際文化D	2・3・4		2		○		
	国際文化E	2・3・4		2		○		
国際文化F	2・3・4		2		○			
国際演習A	2・3・4		2		○			
国際演習B	2・3・4		2		○			
グローバル理解演習	3・4		2		○			

授業科目の名称		開講年次	単位数			GPA	備考
			必修	選択	自由		
基盤教育科目	教養科目	哲学の世界	1・2・3・4	2		○	選択 地域教養・国際教養から 4単位、 基盤教養・課題別教養から 4単位を含めて 計12単位以上
		芸術学の世界	1・2・3・4	2		○	
		文学の世界	1・2・3・4	2		○	
		歴史学の世界	1・2・3・4	2		○	
		宗教学の世界	1・2・3・4	2		○	
		社会学の世界	1・2・3・4	2		○	
		教育学の世界	1・2・3・4	2		○	
		物理学の世界	1・2・3・4	2		○	
		化学の世界	1・2・3・4	2		○	
		生物学の世界	1・2・3・4	2		○	
		地球科学の世界	1・2・3・4	2		○	
		地理学の世界	1・2・3・4	2		○	
		体育学・スポーツの世界	1・2・3・4	2		○	
		心理学の世界	1・2・3・4	2		○	
		数学の世界	1・2・3・4	2		○	
		確率の世界	1・2・3・4	2		○	
		経営学の世界	1・2・3・4	2		○	
		生態学の世界	1・2・3・4	2		○	
	法学の世界	1・2・3・4	2		○		
	政治学の世界	1・2・3・4	2		○		
	経済学の世界	1・2・3・4	2		○		
	課題別教養	自己と他者	1・2・3・4	2		○	
		個と集団	1・2・3・4	2		○	
		科学技術と倫理	1・2・3・4	2		○	
		環境と疾病	1・2・3・4	2		○	
		ジェンダーと文化	1・2・3・4	2		○	
		開発と環境	1・2・3・4	2		○	
災害と被災者支援		1・2・3・4	2		○		
フィールドで問う		1・2・3・4	2		○		
障害者の就労と支援		1・2・3・4	2		○		
女性・子どもと環境		1・2・3・4	2		○		
共生社会について考える	1・2・3・4	2		○			
現代社会と依存症	1・2・3・4	2		○			
労働を取り巻く課題	1・2・3・4	2		○			
データサイエンス入門	1・2・3・4	2		○			
データサイエンス応用 I	2・3・4	2		○			
データサイエンス応用 II	3・4	2		○			

【基盤教育科目の履修条件について】

基盤教育科目の一部の科目については、履修するための条件または履修対象者が決められている場合があります。詳細は、P. 8の「6. 基盤教育科目の履修登録」を参照してください。

# 基盤教育科目一覧表

授業科目の名称			開講年次	単位数			GPA	備考
				必修	選択	自由		
基礎科目	入門科目	大学で学ぶ・大学を学ぶ	1 前	2			○	必修4単位
		基礎教養入門Ⅰ	1 前	1			○	
		基礎教養入門Ⅱ	1 後	1			○	
	英語	英語基礎演習Ⅰ	1 前	1			○	必修8単位
		英語実践演習Ⅰ	1 前	1			○	
		英語基礎演習Ⅱ	1 後	1			○	
		英語実践演習Ⅱ	1 後	1			○	
		英語基礎演習Ⅲ	2 前	1			○	
		英語実践演習Ⅲ	2 前	1			○	
		英語基礎演習Ⅳ	2 後	1			○	
英語実践演習Ⅳ	2 後	1			○			
情報処理	情報リテラシー	1 前	2			○	必修2単位	
保健体育	健康科学	1・2前後		2		○	選択1単位以上	
	体育実技	1・2前後		1		○		
地域教養	地域理解	人間と職業	1・2・3・4		2		○	選択 地域教養・国際教養から 4単位、 基盤教養・課題別教養から 4単位を含めて 計14単位以上
		地域社会と健康	1・2・3・4		2		○	
		コミュニティ形成の理論と実践	1・2・3・4		2		○	
		地域と情報	1・2・3・4		2		○	
		地域社会とボランティア	1・2・3・4		2		○	
		地域コミュニティとまちづくり	1・2・3・4		2		○	
		異文化間接触と多文化共生	1・2・3・4		2		○	
	地域学習	いわて学A	1・2・3・4前		2		○	
		いわて学B	1・2・3・4後		2		○	
		観光による岩手の地域活性化	1・2・3・4		2		○	
		いわて創造学習Ⅰ	1・2通年		4		○	
		いわて創造学習Ⅱ	2・3通年		2		○	
		いわて創造実践演習	3・4後		2		○	
		キャリア地域学習	1・2・3・4通年		2		○	
国際教養	外国語	中国語Ⅰ	2・3・4前		2		○	
		中国語Ⅱ	2・3・4後		2		○	
		韓国語Ⅰ	2・3・4前		2		○	
		韓国語Ⅱ	2・3・4後		2		○	
		ドイツ語Ⅰ	2・3・4前		2		○	
		ドイツ語Ⅱ	2・3・4後		2		○	
		フランス語Ⅰ	2・3・4前		2		○	
		フランス語Ⅱ	2・3・4後		2		○	
		スペイン語Ⅰ	2・3・4前		2		○	
		スペイン語Ⅱ	2・3・4後		2		○	
		応用外国語A	3・4通年		2		○	
		応用外国語B	3・4通年		2		○	
		応用外国語C	3・4通年		2		○	
		応用外国語D	3・4通年		2		○	
	応用外国語E	3・4通年		2		○		
	応用外国語F	3・4通年		2		○		
	グローバル理解	語学研修Ⅰ	1・2・3・4後			2		○
		語学研修Ⅱ	2・3・4通年			2		○
		日本語Ⅰ	1・2・3・4前後			2		○
		日本語Ⅱ	1・2・3・4前後			2		○
		日本語Ⅲ	1・2・3・4前後			2		○
		日本語Ⅳ	1・2・3・4前後			2		○
		グローバル理解入門	1 後		2			○
		国際社会A	2・3・4		2			○
		国際社会B	2・3・4		2			○
		国際社会C	2・3・4		2			○
国際社会D		2・3・4		2			○	
国際社会E		2・3・4		2			○	
国際社会F	2・3・4		2			○		
国際文化A	2・3・4		2			○		
国際文化B	2・3・4		2			○		
国際文化C	2・3・4		2			○		
国際文化D	2・3・4		2			○		
国際文化E	2・3・4		2			○		
国際文化F	2・3・4		2			○		
国際演習A	2・3・4		2			○		
国際演習B	2・3・4		2			○		
グローバル理解演習	3・4		2			○		

授業科目の名称		開講年次	単位数			GPA	備考		
			必修	選択	自由				
基盤教育科目	教養科目	基盤教養	哲学の世界	1・2・3・4		2		○	選択 地域教養・国際教養から 4単位、 基盤教養・課題別教養から 4単位を含めて 計14単位以上
			芸術学の世界	1・2・3・4		2		○	
			文学の世界	1・2・3・4		2		○	
			歴史学の世界	1・2・3・4		2		○	
			宗教学の世界	1・2・3・4		2		○	
			社会学の世界	1・2・3・4		2		○	
			教育学の世界	1・2・3・4		2		○	
			物理学の世界	1・2・3・4		2		○	
			化学の世界	1・2・3・4		2		○	
			生物学の世界	1・2・3・4		2		○	
			地球科学の世界	1・2・3・4		2		○	
			地理学の世界	1・2・3・4		2		○	
			体育学・スポーツの世界	1・2・3・4		2		○	
			看護学の世界	1・2・3・4		2		○	
			数学の世界	1・2・3・4		2		○	
			確率の世界	1・2・3・4		2		○	
			経営学の世界	1・2・3・4		2		○	
	生態学の世界	1・2・3・4		2		○			
	課題別教養	自己と他者	1・2・3・4		2		○		
		個と集団	1・2・3・4		2		○		
		科学技術と倫理	1・2・3・4		2		○		
		環境と疾病	1・2・3・4		2		○		
		ジェンダーと文化	1・2・3・4		2		○		
		開発と環境	1・2・3・4		2		○		
		災害と被災者支援	1・2・3・4		2		○		
		フィールドで問う	1・2・3・4		2		○		
		障害者の就労と支援	1・2・3・4		2		○		
女性・子どもと環境		1・2・3・4		2		○			
共生社会について考える	1・2・3・4		2		○				
現代社会と依存症	1・2・3・4		2		○				
労働を取り巻く課題	1・2・3・4		2		○				
データサイエンス入門	1・2・3・4		2		○				
データサイエンス応用 I	2・3・4		2		○				
データサイエンス応用 II	3・4		2		○				

【基盤教育科目の履修条件について】

基盤教育科目の一部の科目については、履修するための条件または履修対象者が決められている場合があります。詳細は、P. 8の「6. 基盤教育科目の履修登録」を参照してください。

# 基盤教育科目一覧表

授業科目の名称		開講年次	単位数			GPA	備考	
			必修	選択	自由			
基礎科目	入門科目	大学で学ぶ・大学を学ぶ	1 前	2			○	
		基礎教養入門Ⅰ	1 前	1			○	
		基礎教養入門Ⅱ	1 後	1			○	
	英語	英語基礎演習Ⅰ	1 前	1			○	
		英語実践演習Ⅰ	1 前	1			○	
		英語基礎演習Ⅱ	1 後	1			○	
		英語実践演習Ⅱ	1 後	1			○	
		英語基礎演習Ⅲ	2 前	1			○	
		英語実践演習Ⅲ	2 前	1			○	
		英語基礎演習Ⅳ	2 後	1			○	
英語実践演習Ⅳ	2 後	1			○			
情報処理	情報リテラシー	1 前	2			○		
保健体育	健康科学	1・2前後		2		○		
	体育実技	1・2前後		1		○		
基盤教育科目	地域教養	地域理解	人間と職業	1・2・3・4		2	○	
			地域社会と健康	1・2・3・4		2	○	
			コミュニティ形成の理論と実践	1・2・3・4		2	○	
			地域と情報	1・2・3・4		2	○	
			地域社会とボランティア	1・2・3・4		2	○	
			地域コミュニティとまちづくり	1・2・3・4		2	○	
			異文化間接触と多文化共生	1・2・3・4		2	○	
		地域学習	いわて学A	1・2・3・4前		2		○
			いわて学B	1・2・3・4後		2		○
			観光による岩手の地域活性化	1・2・3・4		2		○
			いわて創造学習Ⅰ	1・2通年		4		○
			いわて創造学習Ⅱ	2・3通年		2		○
			いわて創造実践演習	3・4後		2		○
			キャリア地域学習	1・2・3・4通年		2		○
	国際教養	外国語	中国語Ⅰ	2・3・4前		2	○	
			中国語Ⅱ	2・3・4後		2	○	
			韓国語Ⅰ	2・3・4前		2	○	
			韓国語Ⅱ	2・3・4後		2	○	
			ドイツ語Ⅰ	2・3・4前		2	○	
			ドイツ語Ⅱ	2・3・4後		2	○	
			フランス語Ⅰ	2・3・4前		2	○	
			フランス語Ⅱ	2・3・4後		2	○	
			スペイン語Ⅰ	2・3・4前		2	○	
			スペイン語Ⅱ	2・3・4後		2	○	
			応用外国語A	3・4通年		2	○	
			応用外国語B	3・4通年		2	○	
			応用外国語C	3・4通年		2	○	
			応用外国語D	3・4通年		2	○	
応用外国語E	3・4通年		2	○				
応用外国語F	3・4通年		2	○				
グローバル理解	グローバル理解	語学研修Ⅰ	1・2・3・4後		2		○	
		語学研修Ⅱ	2・3・4通年		2		○	
		日本語Ⅰ	1・2・3・4前後		2		○	
		日本語Ⅱ	1・2・3・4前後		2		○	
		日本語Ⅲ	1・2・3・4前後		2		○	
		日本語Ⅳ	1・2・3・4前後		2		○	
		グローバル理解入門	1 後		2		○	
		国際社会A	2・3・4		2		○	
		国際社会B	2・3・4		2		○	
		国際社会C	2・3・4		2		○	
国際社会D	2・3・4		2		○			
国際社会E	2・3・4		2		○			
国際社会F	2・3・4		2		○			
国際文化A	2・3・4		2		○			
国際文化B	2・3・4		2		○			
国際文化C	2・3・4		2		○			
国際文化D	2・3・4		2		○			
国際文化E	2・3・4		2		○			
国際文化F	2・3・4		2		○			
国際演習A	2・3・4		2		○			
国際演習B	2・3・4		2		○			
グローバル理解演習	3・4		2		○			

授業科目の名称		開講年次	単位数			GPA	備考
			必修	選択	自由		
基盤教育科目	教養科目	哲学の世界	1・2・3・4	2		○	選択 地域教養・国際教養から 4単位、 基盤教養・課題別教養から 4単位を含めて 計16単位以上
		芸術学の世界	1・2・3・4	2		○	
		文学の世界	1・2・3・4	2		○	
		歴史学の世界	1・2・3・4	2		○	
		宗教学の世界	1・2・3・4	2		○	
		社会学の世界	1・2・3・4	2		○	
		教育学の世界	1・2・3・4	2		○	
		物理学の世界	1・2・3・4	2		○	
		化学の世界	1・2・3・4	2		○	
		生物学の世界	1・2・3・4	2		○	
		地球科学の世界	1・2・3・4	2		○	
		地理学の世界	1・2・3・4	2		○	
		体育学・スポーツの世界	1・2・3・4	2		○	
		看護学の世界	1・2・3・4	2		○	
		心理学の世界	1・2・3・4	2		○	
		経営学の世界	1・2・3・4	2		○	
		生態学の世界	1・2・3・4	2		○	
	法学の世界	1・2・3・4	2		○		
	政治学の世界	1・2・3・4	2		○		
	経済学の世界	1・2・3・4	2		○		
	課題別教養	自己と他者	1・2・3・4		2		○
		個と集団	1・2・3・4		2		○
		科学技術と倫理	1・2・3・4		2		○
		環境と疾病	1・2・3・4		2		○
		ジェンダーと文化	1・2・3・4		2		○
		開発と環境	1・2・3・4		2		○
		災害と被災者支援	1・2・3・4		2		○
フィールドで問う		1・2・3・4		2		○	
障害者の就労と支援		1・2・3・4		2		○	
女性・子どもと環境		1・2・3・4		2		○	
共生社会について考える	1・2・3・4		2		○		
現代社会と依存症	1・2・3・4		2		○		
労働を取り巻く課題	1・2・3・4		2		○		
データサイエンス入門	1・2・3・4		2		○		
データサイエンス応用 I	2・3・4		2		○		
データサイエンス応用 II	3・4		2		○		

【基盤教育科目の履修条件について】

基盤教育科目の一部の科目については、履修するための条件または、履修対象者が決められている場合があります。詳細は、P. 8の「6. 基盤教育科目の履修登録」を参照してください。

## 基盤教育科目一覧表

授業科目の名称			開講年次	単位数			GPA	備考	
				必修	選択	自由			
基礎科目	入門科目	大学で学ぶ・大学を学ぶ	1 前	2			○	必修4単位	
		基礎教養入門Ⅰ	1 前	1			○		
		基礎教養入門Ⅱ	1 後	1			○		
	英語	英語基礎演習Ⅰ	1 前	1			○	必修8単位	
		英語実践演習Ⅰ	1 前	1			○		
		英語基礎演習Ⅱ	1 後	1			○		
		英語実践演習Ⅱ	1 後	1			○		
		英語基礎演習Ⅲ	2 前	1			○		
		英語実践演習Ⅲ	2 前	1			○		
		英語基礎演習Ⅳ	2 後	1			○		
英語実践演習Ⅳ	2 後	1			○				
情報処理	情報リテラシー	1 前	2			○	必修2単位		
保健体育	健康科学	1・2前後		2		○	選択1単位以上		
体育実技	1・2前後		1			○			
基盤教育科目	地域教養	地域理解	人間と職業	1・2・3・4		2	○	選択 地域教養・国際教養から 4単位、 基盤教養・課題別教養から 4単位を含めて 計16単位以上	
			地域社会と健康	1・2・3・4		2	○		
			コミュニティ形成の理論と実践	1・2・3・4		2	○		
			地域と情報	1・2・3・4		2	○		
			地域社会とボランティア	1・2・3・4		2	○		
			地域コミュニティとまちづくり	1・2・3・4		2	○		
		異文化間接触と多文化共生	1・2・3・4		2	○			
		地域学習	いわて学A	1・2・3・4前		2			○
			いわて学B	1・2・3・4後		2			○
			観光による岩手の地域活性化	1・2・3・4		2			○
	いわて創造学習Ⅰ		1・2通年		4		○		
	外国語	いわて創造学習Ⅱ	2・3通年		2		○		
		いわて創造実践演習	3・4後		2		○		
		キャリア地域学習	1・2・3・4通年		2		○		
		中国語Ⅰ	2・3・4前		2		○		
		中国語Ⅱ	2・3・4後		2		○		
		韓国語Ⅰ	2・3・4前		2		○		
		韓国語Ⅱ	2・3・4後		2		○		
		ドイツ語Ⅰ	2・3・4前		2		○		
	ドイツ語Ⅱ	2・3・4後		2		○			
	国際教養	フランス語Ⅰ	2・3・4前		2		○		
		フランス語Ⅱ	2・3・4後		2		○		
		スペイン語Ⅰ	2・3・4前		2		○		
		スペイン語Ⅱ	2・3・4後		2		○		
		応用外国語A	3・4通年		2		○		
		応用外国語B	3・4通年		2		○		
		応用外国語C	3・4通年		2		○		
		応用外国語D	3・4通年		2		○		
応用外国語E		3・4通年		2		○			
応用外国語F		3・4通年		2		○			
グローバル理解	語学研修Ⅰ	1・2・3・4後			2		○		
	語学研修Ⅱ	2・3・4通年			2		○		
	日本語Ⅰ	1・2・3・4前後			2		○		
	日本語Ⅱ	1・2・3・4前後			2		○		
	日本語Ⅲ	1・2・3・4前後			2		○		
	日本語Ⅳ	1・2・3・4前後			2		○		
	グローバル理解入門	1 後		2			○		
	国際社会A	2・3・4		2			○		
	国際社会B	2・3・4		2			○		
	国際社会C	2・3・4		2			○		
	国際社会D	2・3・4		2			○		
	国際社会E	2・3・4		2			○		
	国際社会F	2・3・4		2			○		
	国際文化A	2・3・4		2			○		
	国際文化B	2・3・4		2			○		
	国際文化C	2・3・4		2			○		
	国際文化D	2・3・4		2			○		
	国際文化E	2・3・4		2			○		
国際文化F	2・3・4		2			○			
国際演習A	2・3・4		2			○			
国際演習B	2・3・4		2			○			
グローバル理解演習	3・4		2			○			

授業科目の名称		開講年次	単位数			GPA	備考		
			必修	選択	自由				
基盤教育科目	教養科目	基盤教養	哲学の世界	1・2・3・4		2		○	選択 地域教養・国際教養から 4単位、 基盤教養・課題別教養から 4単位を含めて 計16単位以上
			芸術学の世界	1・2・3・4		2		○	
			文学の世界	1・2・3・4		2		○	
			歴史学の世界	1・2・3・4		2		○	
			宗教学の世界	1・2・3・4		2		○	
			社会学の世界	1・2・3・4		2		○	
			教育学の世界	1・2・3・4		2		○	
			物理学の世界	1・2・3・4		2		○	
			化学の世界	1・2・3・4		2		○	
			生物学の世界	1・2・3・4		2		○	
			地球科学の世界	1・2・3・4		2		○	
			地理学の世界	1・2・3・4		2		○	
			体育学・スポーツの世界	1・2・3・4		2		○	
			看護学の世界	1・2・3・4		2		○	
			心理学の世界	1・2・3・4		2		○	
			数学の世界	1・2・3・4		2		○	
			確率の世界	1・2・3・4		2		○	
	課題別教養	自己と他者	1・2・3・4		2		○		
		個と集団	1・2・3・4		2		○		
		科学技術と倫理	1・2・3・4		2		○		
		環境と疾病	1・2・3・4		2		○		
		ジェンダーと文化	1・2・3・4		2		○		
		開発と環境	1・2・3・4		2		○		
		災害と被災者支援	1・2・3・4		2		○		
		フィールドで問う	1・2・3・4		2		○		
		障害者の就労と支援	1・2・3・4		2		○		
		女性・子どもと環境	1・2・3・4		2		○		
共生社会について考える	1・2・3・4		2		○				
現代社会と依存症	1・2・3・4		2		○				
労働を取り巻く課題	1・2・3・4		2		○				
データサイエンス入門	1・2・3・4		2		○				
データサイエンス応用 I	2・3・4		2		○				
データサイエンス応用 II	3・4		2		○				

【基盤教育科目の履修条件について】

基盤教育科目の一部の科目については、履修するための条件または、履修対象者が決められている場合があります。詳細は、P. 8の「6. 基盤教育科目の履修登録」を参照してください。

## 学務調整会議設置要綱

制定 平成26年5月15日 学長決裁

改正 平成28年6月1日

平成29年4月1日

平成31年4月1日

令和 3年4月1日

### (設置)

第1条 岩手県立大学、岩手県立大学大学院、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学の高等教育の推進に関する事項の協議及び連絡調整を行うため、教育支援本部に学務調整会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌)

第2条 会議の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育に係る全学的調整に関すること。
- (2) その他本学の教育に関し必要な事項

### (組織)

第3条 会議は、次の教職員をもって組織する。

- (1) 教育支援本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 教務を担当する教育支援本部副本部長
- (3) 高等教育推進センター教育実践研究部長
- (4) 高等教育推進センター高等教育企画部長及び副本部長
- (5) 岩手県立大学各学部、岩手県立大学大学院各研究科、岩手県立大学盛岡短期大学部、岩手県立大学宮古短期大学部、岩手県立大学高等教育推進センター及び教職教育センターの教務及びFDの担当責任者
- (6) 本部長が指名する教職員

### (会議の招集及び議長)

第4条 会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した者がその職務を代理する。

### (関係職員等の意見の聴取)

第5条 本部長は、必要に応じて会議に構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

### (部会)

第6条 会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### (事務)

第7条 会議に関する事務は、教育支援室において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。
- 2 教務・FD推進委員会設置要綱（平成22年7月12日教育研究支援本部長決裁）は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。

# 公立大学法人岩手県立大学組織規則

制定	平成17年4月1日	規則第1号
改正	平成18年3月4日	規則第1号
	平成18年9月11日	規則第6号
	平成19年3月30日	規則第3号
	平成20年4月1日	規則第4号
	平成21年3月25日	規則第1号
	平成22年3月31日	規則第2号
	平成22年5月10日	規則第4号
	平成22年8月23日	規則第8号
	平成23年3月30日	規則第3号
	平成25年3月29日	規則第4号
	平成26年3月31日	規則第2号
	平成27年3月31日	規則第2号
	平成28年3月31日	規則第3号
	平成30年3月14日	規則第2号
	平成31年3月27日	規則第2号
	令和2年3月30日	規則第4号
	令和3年3月25日	規則第3号
	令和3年9月28日	規則第7号
	令和4年3月24日	規則第7号
	令和5年3月23日	規則第4号

## 目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	法人の業務（第3条）
第3章	役員等（第4条―第4条の3）
第4章	学長選考会議、経営会議及び教育研究会議（第5条―第7条）
第5章	大学（第8条―第10条の2）
第6章	岩手県立大学
第1節	岩手県立大学（第11条―第16条）
第2節	岩手県立大学大学院（第17条―第19条）
第7章	岩手県立大学盛岡短期大学部（第20条―第25条）
第8章	岩手県立大学宮古短期大学部（第26条―第31条）

- 第8章の2 岩手県立大学高等教育推進センター（第31条の2－第31条の4）
- 第8章の3 岩手県立大学教学IRセンター（第31条の5・第31条の6）
- 第9章 教育支援本部（第31条の7－第31条の12）
- 第10章 学生支援本部（第32条－第35条）
- 第11章 研究・地域連携本部（第36条－第39条の3）
- 第11章の2 企画本部（第39条の4・第39条の5）
- 第12章 事務局（第40条－第42条の2）
- 第13章 本部長会議（第43条）
- 第14章 中期計画策定委員会、評価委員会、文書管理委員会、人事委員会及びハラスメント防止対策委員会（第44条－第46条の2）
- 第15章 職及び職務（第47条）
- 第16章 雑則（第48条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規則は、公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）の業務を適正かつ効率的に遂行するため、法人の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （この規則の規定の範囲）

第2条 前条の組織を構成する機関の設置、内部組織、分掌等については、この規則により定める。

2 臨時又は暫定的事務等でこの規則で定める組織により処理することが適当でないと認められるものに係る組織については、前項の規定にかかわらず、別に定めることがある。

## 第2章 法人の業務

### （法人の業務の範囲等）

第3条 法人が行う業務は、次に掲げるとおりである。

- （1） 岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部（以下単に「大学」という。）を設置し、これを運営すること。
- （2） 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- （3） 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- （4） 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 第3章 役員等

#### (役員)

第4条 法人に、役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

2 理事のうち、2人を専務理事とすることができる。

3 理事長は、所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

4 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐する。

5 副理事長は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

6 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐し、法人の常務を統括する。

7 理事は、理事長の定めるところにより、法人の業務を掌理する。

8 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。

9 監事は、法人の業務を監査する。

10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は岩手県知事に意見を提出することができる。

#### (役員会議)

第4条の2 法人の経営に関する重要事項について協議、調整するため、役員会議を置く。

2 役員会議に関し必要な事項は、別に定める。

#### (ダイバーシティ推進室)

第4条の3 多様な学生の個性が尊重される学生生活や合理的な配慮を要する学生等に対する支援を推進するとともに、職場の働きやすい環境づくりや男女共同参画の取組を強化するため、ダイバーシティ推進室を置く。

2 ダイバーシティ推進室に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 学長選考会議、経営会議及び教育研究会議

#### (学長選考会議等)

第5条 大学の学長を選考するため、大学ごとに学長選考会議を置く。

2 各学長選考会議の選考の結果が一致しないときに学長候補者を選考するため、学長選考代表者会議を置く。

3 学長選考会議及び学長選考代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経営会議)

第6条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営会議を置く。

2 経営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究会議)

第7条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学ごとに教育研究会議を置く。

2 教育研究会議に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 大学

(学長)

第8条 大学の学長は、同一の者がその職を兼ねるものとする。

(職員の種類)

第9条 大学に教員、事務局職員その他の職員を置く。

2 大学に客員教員、客員研究員、特任教員その他の非常勤職員を置くことができる。

(大学の名称、学部、学科等)

第10条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、並びに職業又は實際生活に必要な能力を育成する。

2 大学の名称、学部及び研究科並びに学科及び専攻は、次のとおりである。

名称	学部及び研究科	学科及び専攻	
岩手県立大学	看護学部	看護学科	
	社会福祉学部	社会福祉学科	
		人間福祉学科	
	ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	
	総合政策学部	総合政策学科	
	大学院	看護学研究科	看護学専攻
		社会福祉学研究科	社会福祉学専攻
		ソフトウェア情報学研究科	ソフトウェア情報学専攻
総合政策研究科		総合政策専攻	
岩手県立大学盛岡短期大学部		生活科学科	
		国際文化学科	
岩手県立大学宮古短期大学部		経営情報学科	

(岩手県立大学高等教育推進センター)

第10条の2 大学に、岩手県立大学高等教育推進センター（以下「高等教育推進センター」という。）を置く。

2 高等教育推進センターに、次の部を置く。

- (1) 高等教育企画部
- (2) 国際教育研究部
- (3) 教育実践研究部

3 高等教育企画部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育の質保証のための検証及び支援に関すること。
- (2) 全学に共通する新たな教育課題等への対応に関すること。
- (3) 高等教育政策の動向等に関する調査研究及び対応に関すること。
- (4) 基盤教育及び地域志向教育の計画、全学調整及び実施に関すること。
- (5) ファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- (6) その他学長が必要と認める事項

4 国際教育研究部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 語学に関する教育の計画及び実施に関すること。
- (2) 語学に関する教育方法及び評価方法の改善などの研究に関すること。
- (3) 多文化理解等に関する教育の計画及び実施に関すること。
- (4) 多文化理解等に関する教育方法及び評価方法の改善などの研究に関すること。
- (5) その他学長が必要と認める事項

5 教育実践研究部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育職員養成課程及び体育実技に関する教育の計画及び実施に関すること。
- (2) 教育職員養成課程及び体育実技に関する教育方法及び評価方法の改善などの研究に関すること。
- (3) その他学長が必要と認める事項

（岩手県立大学教学 I Rセンター）

第10条の3 大学に、岩手県立大学教学 I Rセンター（以下「教学 I Rセンター」という。）を置く。

2 教学 I Rセンターの分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教学に関する各種情報の収集、調査分析及び研究に関すること。
- (2) 前号に係る情報の公開に関すること。
- (3) その他教学に関するインスティテューショナル・リサーチの推進に関すること。

## 第6章 岩手県立大学

### 第1節 岩手県立大学

(岩手県立大学長)

第 11 条 岩手県立大学に、学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(副学長)

第 12 条 岩手県立大学に、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において副学長が 2 人以上あるときは、あらかじめ学長が定めた順序により、その職務を代理する。

(学部長)

第 13 条 岩手県立大学の各学部に、学部長を置く。

2 学部長は、当該学部に関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(学部運営会議)

第 14 条 岩手県立大学の各学部に、学部運営会議を置く。

2 学部運営会議の構成員は、企画、立案、執行等当該学部の運営について学部長を補佐する。

3 前 2 項に定めるもののほか、学部運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第 15 条 岩手県立大学の各学科に、学科長を置く。

2 学科長は、学部長を補佐し、当該学科に関する事項を処理する。

(教授会)

第 16 条 岩手県立大学の各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、当該学部の専任の教授をもって組織する。ただし、学部長が必要と認めるときは、当該教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 2 節 岩手県立大学大学院

(研究科長)

第 17 条 岩手県立大学大学院（以下「大学院」という。）の各研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(研究科運営会議)

第 18 条 大学院の各研究科に、研究科運営会議を置く。

- 2 研究科運営会議の構成員は、企画、立案、執行等当該研究科の運営について研究科長を補佐する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、研究科運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第 19 条 大学院の各研究科に、研究科委員会を置くことができる。

- 2 研究科委員会は、当該研究科の専任の教授をもって組織する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、当該研究科委員会に准教授その他の職員を加えることができる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 7 章 岩手県立大学盛岡短期大学部

(岩手県立大学盛岡短期大学部学長)

第 20 条 岩手県立大学盛岡短期大学部（以下「盛岡短大部」という。）に、学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(盛岡短大部副学長)

第 21 条 盛岡短大部に、副学長を置くことができる。

- 2 第 12 条第 2 項の規定は、盛岡短大部の副学長に準用する。

(短期大学部長)

第 22 条 盛岡短大部に、短期大学部長を置く。

- 2 短期大学部長は、盛岡短大部に関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(運営会議)

第 23 条 盛岡短大部に、盛岡短期大学部運営会議（以下この条において「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議の構成員は、企画、立案、執行等盛岡短大部の運営について短期大学部長を補佐する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第 24 条 盛岡短大部の各学科に、学科長を置く。

2 学科長は、短期大学部長を補佐し、当該学科に関する事項を処理する。

(教授会)

第 25 条 盛岡短大部に、教授会を置く。

2 教授会は、盛岡短大部の専任の教授をもって組織する。ただし、盛岡短大部の短期大学部長が必要と認めるときは、当該教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 8 章 岩手県立大学宮古短期大学部

(岩手県立大学宮古短期大学部学長)

第 26 条 岩手県立大学宮古短期大学部（以下「宮古短大部」という。）に、学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(宮古短大部副学長)

第 27 条 宮古短大部に、副学長を置くことができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、宮古短大部の副学長に準用する。

(短期大学部長)

第 28 条 宮古短大部に、短期大学部長を置く。

2 短期大学部長は、宮古短大部に関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(運営会議)

第 29 条 宮古短大部に、宮古短期大学部運営会議（以下この条において「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議の構成員は、企画、立案、執行等宮古短大部の運営について短期大学部長を補佐する。

3 前 2 項に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第 30 条 宮古短大部の学科に、学科長を置く。

2 学科長は、短期大学部長を補佐し、当該学科に関する事項を処理する。

(教授会)

第 31 条 宮古短大部に、教授会を置く。

2 教授会は、宮古短大部の専任の教授をもって組織する。ただし、宮古短大部の短期大学

部長が必要と認めるときは、当該教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

3 前2項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章の2 岩手県立大学高等教育推進センター

(高等教育推進センター長)

第31条の2 高等教育推進センターに、高等教育推進センター長（以下この章において「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、高等教育推進センターに関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(部長)

第31条の3 高等教育推進センターの各部に、部長を置く。

2 部長は、センター長を補佐するとともに所属職員を指揮監督し、当該部に関する事項を処理する。

3 部長は、センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、センター長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

4 高等教育推進センター高等教育企画部に、当該部の運営に関し部長を補佐するため副部長を置くことができる。

(高等教育推進センター運営会議)

第31条の3の2 高等教育推進センターに、高等教育推進センター運営会議を置く。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、高等教育推進センター運営会議について準用する。この場合において、これらの規定中「学部運営会議」とあるのは「高等教育推進センター運営会議」と、「学部」とあるのは「高等教育推進センター」と、「学部長」とあるのは「センター長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第31条の4 前3条に定めるもののほか、高等教育推進センターに関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章の3 岩手県立大学教学IRセンター

(教学IRセンター長)

第31条の5 教学IRセンターに、教学IRセンター長（以下この章において「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、教学IRセンターに関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 教学IRセンターに、当該センターの運営に関しセンター長を補佐するため副センター長を置くことができる。

第 31 条の 6 前条に定めるもののほか、教学 I R センターに関し必要な事項は、別に定める。

## 第 9 章 教育支援本部

### (教育支援本部)

第 31 条の 7 大学に、教育に関する校務を処理するため、教育支援本部を置く。

2 教育支援本部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教務に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) アイーナキャンパス及び社会人専門教育に関すること。
- (4) 学生の募集及び入学者の選抜に関すること。
- (5) 高大連携に関すること。
- (6) メディアセンターの運営に関すること。
- (7) 教職教育センターの運営に関すること。
- (8) その他学長が必要と認める事項。

### (教育支援本部長)

第 31 条の 8 教育支援本部に、教育支援本部長を置く。

- 2 教育支援本部長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、教育支援本部に関する事項を掌理する。
- 3 教育支援本部に、教育支援本部の運営に関し教育支援本部長を補佐するため副本部長を置き、及び宮古短大部に関する事項を処理させるため宮古短期大学部教務部長を置く。

### (メディアセンター)

第 31 条の 9 教育支援本部に、メディアセンターを置く。

- 2 宮古短大部に、メディアセンターの分館として、宮古短期大学部図書館を置く。
- 3 メディアセンター及び宮古短期大学部図書館に関し必要な事項は、別に定める。

### (メディアセンター長等)

第 31 条の 10 メディアセンターにメディアセンター長を、及び宮古短期大学部図書館に図書館長を置く。

- 2 メディアセンター長はメディアセンターに関する事項を、及び図書館長は宮古短期大学部図書館に関する事項を処理する。

### (教職教育センター)

第 31 条の 11 教育支援本部に、教職教育センターを置く。

2 教職教育センターに関し必要な事項は、別に定める。

(教職教育センター長)

第 31 条の 12 教職教育センターに、教職教育センター長を置く。

2 教職教育センター長は、教職教育センターに関する事項を処理する。

## 第 10 章 学生支援本部

(学生支援本部)

第 32 条 大学に、学生に関する校務を処理するため、学生支援本部を置く。

2 学生支援本部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 学生の修学、生活及び健康の支援に関すること。
- (2) 就職の支援に関すること。
- (3) 奨学金に関すること。
- (4) 学生のボランティア活動に関すること。
- (5) 学生会、同窓会、後援会に関すること。
- (6) 健康サポートセンターの運営に関すること（職員の衛生管理及び健康サポートに関するものを除く。）。
- (7) その他学長が必要と認める事項。

(学生支援本部長)

第 33 条 学生支援本部に、学生支援本部長を置く。

- 2 学生支援本部長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、学生支援本部に関する事項を掌理する。
- 3 学生支援本部に、学生支援本部の運営に関し学生支援本部長を補佐するため副本部長を置き、及び宮古短大部に関する事項を処理させるため宮古短期大学部学生部長を置く。

(健康サポートセンター)

第 34 条 学生支援本部に、健康サポートセンターを置く。

2 健康サポートセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(健康サポートセンター長)

第 35 条 健康サポートセンターに健康サポートセンター長を置く。

- 2 健康サポートセンター長は、健康サポートセンターに関する事項を処理する。
- 3 健康サポートセンターに、健康サポートセンターの運営に関し健康サポートセンター長を補佐するため副センター長を置くことができる。

## 第 11 章 研究・地域連携本部

(研究・地域連携本部)

第 36 条 大学に研究、地域連携及び地域貢献に関する校務を処理するため、研究・地域連携本部を置く。

2 研究・地域連携本部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 産学公連携事業の推進及び支援に関すること。
- (2) 地域連携研究及び戦略的研究に関すること。
- (3) 知的財産の管理及び活用に関すること。
- (4) 競争的研究資金など外部資金の獲得の支援、受入及び管理に関すること。
- (5) 学術研究費に関すること。
- (6) 研究倫理に関すること。
- (7) 生涯学習及びこれらに係る講師の派遣に関すること。
- (8) 地域連携に関する相談の受付に関すること。
- (9) いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターの運営に関すること。
- (10) 地域政策研究センターの運営に関すること。
- (11) 防災復興支援センターの運営に関すること。
- (12) その他学長が必要と認める事項。

(研究・地域連携本部長)

第 37 条 研究・地域連携本部に研究・地域連携本部長を置く。

2 研究・地域連携本部長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、研究・地域連携本部に関する事項を掌理する。

3 研究・地域連携本部に地域連携本部の運営に関し研究・地域連携本部長を補佐するため副本部長を置く。

(いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター)

第 38 条 研究・地域連携本部に、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターを置く。

2 いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター長)

第 39 条 いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターに、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター長を置く。

- 2 いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター長は、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターに関する事項を処理する。

(地域政策研究センター)

第 39 条の 2 研究・地域連携本部に、地域政策研究センターを置く。

- 2 地域政策研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(地域政策研究センター長)

第 39 条の 3 地域政策研究センターに、地域政策研究センター長を置く。

- 2 地域政策研究センター長は、地域政策研究センターに関する事項を処理する。

(防災復興支援センター)

第 39 条の 3 の 2 研究・地域連携本部に、防災復興支援センターを置く。

- 2 防災復興支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

(防災復興支援センター長)

第 39 条の 3 の 3 防災復興支援センターに、防災復興支援センター長を置く。

- 2 防災復興支援センター長は、防災復興支援センターに関する事項を処理する。

## 第 11 章の 2 企画本部

(企画本部)

第 39 条の 4 大学に、評価、計画、大学広報その他大学の企画に関する校務を処理するため、企画本部を置く。

- 2 企画本部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 認証評価に関すること。
- (2) 中期計画に関すること。
- (3) 大学広報に関すること。
- (4) 教員業績評価に関すること。
- (5) 情報システムに関すること。

(企画本部長)

第 39 条の 5 企画本部に、企画本部長を置く。

- 2 企画本部長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、企画本部に関する事項を掌理する。
- 3 企画本部に、企画本部の運営に関し企画本部長を補佐するため副本部長を置く。

## 第12章 事務局

### (事務局)

第40条 大学に、事務局を置く。

2 事務局の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 人事、組織、労務、危機管理その他大学運営の総括に関すること。
- (2) 健康サポートセンターの運営に係る事務（職員の衛生管理及び健康サポートに関することに限る。）に関すること。
- (3) 財務、会計その他法人の運営に係る総務に関すること。
- (4) 第10条の2第3項、第4項及び第5項に掲げる業務に係る事務に関すること。
- (5) 第10条の3第2項各号に掲げる業務に係る事務に関すること。
- (6) 第31条の7第2項各号に掲げる業務に係る事務に関すること。
- (7) 第32条第2項各号に掲げる業務に係る事務に関すること。
- (8) 第36条第2項各号に掲げる業務に係る事務に関すること。
- (9) 第39条の4第2項各号に掲げる業務に係る事務に関すること。

### (事務局長)

第41条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局に関する事項（前条第2項第4号から第9号までを除く。）を掌理する。

第42条 事務局に、次表左欄に掲げる室等を置き、室等の内部組織として同表右欄の課を置く。

室 等	室等に置く課
教育支援室	教育支援課、入試課
学生支援室	学生支援課
研究・地域連携室	研究・地域連携課
企画室	
総務室	総務財務課、人事給与課
宮古事務局	

- 2 教育支援室は、第40条第2項第4号から第6号までに掲げる事務を処理する。
- 3 学生支援室は、第40条第2項第7号に掲げる事務を処理する。
- 4 研究・地域連携室は、第40条第2項第8号に掲げる事務を処理する。
- 5 企画室は、第40条第2項第9号に掲げる事務を処理する。
- 6 総務室は、第40条第2項第1号から第3号までに掲げる事務を処理する。

7 宮古事務局は、第 40 条第 2 項各号に掲げる事務で宮古短大部に係るもののうち別に定めるものを処理する。

(法務室)

第 42 条の 2 事務局に、法務支援組織として、法務室を置く。

2 法務室に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 13 章 本部長会議

(本部長会議)

第 43 条 大学に、全学的事項に関する本部（教育支援本部、学生支援本部、研究・地域連携本部及び企画本部をいう。以下同じ。）間の調整及び協議を行うため、本部長会議を置く。

2 本部長会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 14 章 中期計画策定委員会、評価委員会、文書管理委員会、人事委員会及びハラスメント防止対策委員会

(中期計画策定委員会)

第 44 条 理事長の下に、中期計画策定委員会を置く。

2 中期計画策定委員会は、中期計画の策定に関する事項を審議する。

3 中期計画策定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(評価委員会)

第 45 条 理事長の下に、評価委員会を置く。

2 評価委員会は、法人及び大学の評価に関する特定事項を審議する。

3 評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(文書管理委員会)

第 45 条の 2 理事長の下に、文書管理委員会を置く。

2 文書管理委員会は、法人文書及び歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する事項を審議する。

3 文書管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(人事委員会)

第 46 条 学長の下に、人事委員会を置く。

2 人事委員会は、教員の人事等に関し全学的視点から審議を行う。

3 人事委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント防止対策委員会)

第 46 条の 2 学長の下に、ハラスメント防止対策委員会を置く。

2 ハラスメント防止対策委員会は、ハラスメントに関する事項を所掌する。

3 ハラスメント防止対策委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 15 章 職及び職務

(職及び職務)

第 47 条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職員を置くことができるものとし、特別の事情がある場合のほか、大学の職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
学部、短期大学部、高等教育推進センター、教学 I R センター、本部	教授	左に掲げる職に応じ、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条にそれぞれ規定する職務に従事する。
	准教授	
	講師	
	助教	
	助手	
事務局	事務局次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
	参事	上司の命を受け、事務局の特定事項について企画及び立案に参画する。
室	室長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、本部長若しくは事務局長に事故があるとき、又は本部長若しくは事務局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	副参事	上司の命を受け、室の特定事項について企画及び立案に参画する。
	課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を掌理する。
室、宮古事務局	主幹	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。
	主査図書事務員	
	主任	上司の命を受け、高度な知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。

	主任図書事務員	
	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	図書事務員	
	主任ボイラー技士	上司の命を受け、技術又は労務をつかさどる。
	主任運転技士	
	主任用務員	
	ボイラー技士	
	運転技士	
	用務員	
室	上席保健師	上司の命を受け、技術をつかさどる
	上席看護師	
	主任主査保健師	
	主任主査看護師	
	主査保健師	
	主査看護師	
	保健師	
	看護師	
宮古事務局	局長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、宮古事務局の事務を掌理する。

2 前項に規定する職のほか、理事長が必要と認める職を置くことができる。

## 第16章 雑則

(雑則)

第48条 この規則に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、岩手県立大学社会福祉学部に実習教育開発室を置く。
- 3 実習教育開発室に室長、次長、実習講師を置き、実習教育の開発等に関する事項を処理する。

附 則 (平成18年3月4日 規則第1号抄)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月11日 規則第6号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日 規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(公立大学法人岩手県立大学教員の任期に関する規則の一部改正)

- 2 公立大学法人岩手県立大学教員の任期に関する規則(平成18年規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)中

「

教授
助教授
講師
助手

」を「

教授
准教授
講師
助教
助手

」に改める。

附 則(平成20年4月1日 規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日 規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日 規則第2号抄)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 [略]

附 則(平成22年5月10日 規則第4号)

この規則は、平成22年5月10日から施行する。

附 則(平成22年8月23日 規則第8号)

この規則は、平成22年8月23日から施行する。

附 則(平成23年3月30日 規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日 規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の社会福祉学部福祉臨床学科の名称及び社会福祉学部福祉経営学科は、この規則による改正後の公立大学法人岩手県立大学組織規則第10条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成27年3月31日 規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日 規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日 規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日 規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日 規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日 規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月10日 規則第7号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日 規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日 規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 学務調整会議設置要綱

制定 平成26年5月15日 学長決裁

改正 平成28年6月1日

平成29年4月1日

平成31年4月1日

令和 3年4月1日

### (設置)

第1条 岩手県立大学、岩手県立大学大学院、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学の高等教育の推進に関する事項の協議及び連絡調整を行うため、教育支援本部に学務調整会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌)

第2条 会議の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育に係る全学的調整に関すること。
- (2) その他本学の教育に関し必要な事項

### (組織)

第3条 会議は、次の教職員をもって組織する。

- (1) 教育支援本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 教務を担当する教育支援本部副本部長
- (3) 高等教育推進センター教育実践研究部長
- (4) 高等教育推進センター高等教育企画部長及び副本部長
- (5) 岩手県立大学各学部、岩手県立大学大学院各研究科、岩手県立大学盛岡短期大学部、岩手県立大学宮古短期大学部、岩手県立大学高等教育推進センター及び教職教育センターの教務及びFDの担当責任者
- (6) 本部長が指名する教職員

### (会議の招集及び議長)

第4条 会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した者がその職務を代理する。

### (関係職員等の意見の聴取)

第5条 本部長は、必要に応じて会議に構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

### (部会)

第6条 会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### (事務)

第7条 会議に関する事務は、教育支援室において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。
- 2 教務・FD推進委員会設置要綱（平成22年7月12日教育研究支援本部長決裁）は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。

# 公立大学法人岩手県立大学組織規則

制定	平成17年4月1日	規則第1号
改正	平成18年3月4日	規則第1号
	平成18年9月11日	規則第6号
	平成19年3月30日	規則第3号
	平成20年4月1日	規則第4号
	平成21年3月25日	規則第1号
	平成22年3月31日	規則第2号
	平成22年5月10日	規則第4号
	平成22年8月23日	規則第8号
	平成23年3月30日	規則第3号
	平成25年3月29日	規則第4号
	平成26年3月31日	規則第2号
	平成27年3月31日	規則第2号
	平成28年3月31日	規則第3号
	平成30年3月14日	規則第2号
	平成31年3月27日	規則第2号
	令和2年3月30日	規則第4号
	令和3年3月25日	規則第3号
	令和3年9月28日	規則第7号
	令和4年3月24日	規則第7号
	令和5年3月23日	規則第4号

## 目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	法人の業務（第3条）
第3章	役員等（第4条—第4条の3）
第4章	学長選考会議、経営会議及び教育研究会議（第5条—第7条）
第5章	大学（第8条—第10条の2）
第6章	岩手県立大学
第1節	岩手県立大学（第11条—第16条）
第2節	岩手県立大学大学院（第17条—第19条）
第7章	岩手県立大学盛岡短期大学部（第20条—第25条）
第8章	岩手県立大学宮古短期大学部（第26条—第31条）

- 第8章の2 岩手県立大学高等教育推進センター（第31条の2－第31条の4）
- 第8章の3 岩手県立大学教学IRセンター（第31条の5・第31条の6）
- 第9章 教育支援本部（第31条の7－第31条の12）
- 第10章 学生支援本部（第32条－第35条）
- 第11章 研究・地域連携本部（第36条－第39条の3）
- 第11章の2 企画本部（第39条の4・第39条の5）
- 第12章 事務局（第40条－第42条の2）
- 第13章 本部長会議（第43条）
- 第14章 中期計画策定委員会、評価委員会、文書管理委員会、人事委員会及びハラスメント防止対策委員会（第44条－第46条の2）
- 第15章 職及び職務（第47条）
- 第16章 雑則（第48条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規則は、公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）の業務を適正かつ効率的に遂行するため、法人の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （この規則の規定の範囲）

第2条 前条の組織を構成する機関の設置、内部組織、分掌等については、この規則により定める。

2 臨時又は暫定的事務等でこの規則で定める組織により処理することが適当でないと認められるものに係る組織については、前項の規定にかかわらず、別に定めることがある。

## 第2章 法人の業務

### （法人の業務の範囲等）

第3条 法人が行う業務は、次に掲げるとおりである。

- （1） 岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部（以下単に「大学」という。）を設置し、これを運営すること。
- （2） 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- （3） 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- （4） 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 第3章 役員等

#### (役員)

第4条 法人に、役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

2 理事のうち、2人を専務理事とすることができる。

3 理事長は、所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

4 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐する。

5 副理事長は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

6 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐し、法人の常務を統括する。

7 理事は、理事長の定めるところにより、法人の業務を掌理する。

8 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。

9 監事は、法人の業務を監査する。

10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は岩手県知事に意見を提出することができる。

#### (役員会議)

第4条の2 法人の経営に関する重要事項について協議、調整するため、役員会議を置く。

2 役員会議に関し必要な事項は、別に定める。

#### (ダイバーシティ推進室)

第4条の3 多様な学生の個性が尊重される学生生活や合理的な配慮を要する学生等に対する支援を推進するとともに、職場の働きやすい環境づくりや男女共同参画の取組を強化するため、ダイバーシティ推進室を置く。

2 ダイバーシティ推進室に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 学長選考会議、経営会議及び教育研究会議

#### (学長選考会議等)

第5条 大学の学長を選考するため、大学ごとに学長選考会議を置く。

2 各学長選考会議の選考の結果が一致しないときに学長候補者を選考するため、学長選考代表者会議を置く。

3 学長選考会議及び学長選考代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経営会議)

第6条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営会議を置く。

2 経営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究会議)

第7条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学ごとに教育研究会議を置く。

2 教育研究会議に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 大学

(学長)

第8条 大学の学長は、同一の者がその職を兼ねるものとする。

(職員の種類)

第9条 大学に教員、事務局職員その他の職員を置く。

2 大学に客員教員、客員研究員、特任教員その他の非常勤職員を置くことができる。

(大学の名称、学部、学科等)

第10条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、並びに職業又は實際生活に必要な能力を育成する。

2 大学の名称、学部及び研究科並びに学科及び専攻は、次のとおりである。

名称	学部及び研究科	学科及び専攻	
岩手県立大学	看護学部	看護学科	
	社会福祉学部	社会福祉学科	
		人間福祉学科	
	ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	
	総合政策学部	総合政策学科	
	大学院	看護学研究科	看護学専攻
		社会福祉学研究科	社会福祉学専攻
		ソフトウェア情報学研究科	ソフトウェア情報学専攻
総合政策研究科		総合政策専攻	
岩手県立大学盛岡短期大学部		生活科学科 国際文化学科	
岩手県立大学宮古短期大学部		経営情報学科	

(岩手県立大学高等教育推進センター)

第10条の2 大学に、岩手県立大学高等教育推進センター（以下「高等教育推進センター」という。）を置く。

2 高等教育推進センターに、次の部を置く。

- (1) 高等教育企画部
- (2) 国際教育研究部
- (3) 教育実践研究部

3 高等教育企画部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育の質保証のための検証及び支援に関すること。
- (2) 全学に共通する新たな教育課題等への対応に関すること。
- (3) 高等教育政策の動向等に関する調査研究及び対応に関すること。
- (4) 基盤教育及び地域志向教育の計画、全学調整及び実施に関すること。
- (5) ファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- (6) その他学長が必要と認める事項

4 国際教育研究部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 語学に関する教育の計画及び実施に関すること。
- (2) 語学に関する教育方法及び評価方法の改善などの研究に関すること。
- (3) 多文化理解等に関する教育の計画及び実施に関すること。
- (4) 多文化理解等に関する教育方法及び評価方法の改善などの研究に関すること。
- (5) その他学長が必要と認める事項

5 教育実践研究部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育職員養成課程及び体育実技に関する教育の計画及び実施に関すること。
- (2) 教育職員養成課程及び体育実技に関する教育方法及び評価方法の改善などの研究に関すること。
- (3) その他学長が必要と認める事項

(岩手県立大学教学 I Rセンター)

第10条の3 大学に、岩手県立大学教学 I Rセンター（以下「教学 I Rセンター」という。）を置く。

2 教学 I Rセンターの分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教学に関する各種情報の収集、調査分析及び研究に関すること。
- (2) 前号に係る情報の公開に関すること。
- (3) その他教学に関するインスティテューショナル・リサーチの推進に関すること。

## 第6章 岩手県立大学

### 第1節 岩手県立大学

(岩手県立大学長)

第 11 条 岩手県立大学に、学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(副学長)

第 12 条 岩手県立大学に、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において副学長が 2 人以上あるときは、あらかじめ学長が定めた順序により、その職務を代理する。

(学部長)

第 13 条 岩手県立大学の各学部に、学部長を置く。

2 学部長は、当該学部に関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(学部運営会議)

第 14 条 岩手県立大学の各学部に、学部運営会議を置く。

2 学部運営会議の構成員は、企画、立案、執行等当該学部の運営について学部長を補佐する。

3 前 2 項に定めるもののほか、学部運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第 15 条 岩手県立大学の各学科に、学科長を置く。

2 学科長は、学部長を補佐し、当該学科に関する事項を処理する。

(教授会)

第 16 条 岩手県立大学の各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、当該学部の専任の教授をもって組織する。ただし、学部長が必要と認めるときは、当該教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 2 節 岩手県立大学大学院

(研究科長)

第 17 条 岩手県立大学大学院（以下「大学院」という。）の各研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(研究科運営会議)

第 18 条 大学院の各研究科に、研究科運営会議を置く。

- 2 研究科運営会議の構成員は、企画、立案、執行等当該研究科の運営について研究科長を補佐する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、研究科運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第 19 条 大学院の各研究科に、研究科委員会を置くことができる。

- 2 研究科委員会は、当該研究科の専任の教授をもって組織する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、当該研究科委員会に准教授その他の職員を加えることができる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 7 章 岩手県立大学盛岡短期大学部

(岩手県立大学盛岡短期大学部学長)

第 20 条 岩手県立大学盛岡短期大学部（以下「盛岡短大部」という。）に、学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(盛岡短大部副学長)

第 21 条 盛岡短大部に、副学長を置くことができる。

- 2 第 12 条第 2 項の規定は、盛岡短大部の副学長に準用する。

(短期大学部長)

第 22 条 盛岡短大部に、短期大学部長を置く。

- 2 短期大学部長は、盛岡短大部に関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(運営会議)

第 23 条 盛岡短大部に、盛岡短期大学部運営会議（以下この条において「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議の構成員は、企画、立案、執行等盛岡短大部の運営について短期大学部長を補佐する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第 24 条 盛岡短大部の各学科に、学科長を置く。

2 学科長は、短期大学部長を補佐し、当該学科に関する事項を処理する。

(教授会)

第 25 条 盛岡短大部に、教授会を置く。

2 教授会は、盛岡短大部の専任の教授をもって組織する。ただし、盛岡短大部の短期大学部長が必要と認めるときは、当該教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 8 章 岩手県立大学宮古短期大学部

(岩手県立大学宮古短期大学部学長)

第 26 条 岩手県立大学宮古短期大学部（以下「宮古短大部」という。）に、学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(宮古短大部副学長)

第 27 条 宮古短大部に、副学長を置くことができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、宮古短大部の副学長に準用する。

(短期大学部長)

第 28 条 宮古短大部に、短期大学部長を置く。

2 短期大学部長は、宮古短大部に関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(運営会議)

第 29 条 宮古短大部に、宮古短期大学部運営会議（以下この条において「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議の構成員は、企画、立案、執行等宮古短大部の運営について短期大学部長を補佐する。

3 前 2 項に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第 30 条 宮古短大部の学科に、学科長を置く。

2 学科長は、短期大学部長を補佐し、当該学科に関する事項を処理する。

(教授会)

第 31 条 宮古短大部に、教授会を置く。

2 教授会は、宮古短大部の専任の教授をもって組織する。ただし、宮古短大部の短期大学

部長が必要と認めるときは、当該教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

3 前2項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章の2 岩手県立大学高等教育推進センター

(高等教育推進センター長)

第31条の2 高等教育推進センターに、高等教育推進センター長（以下この章において「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、高等教育推進センターに関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
(部長)

第31条の3 高等教育推進センターの各部に、部長を置く。

2 部長は、センター長を補佐するとともに所属職員を指揮監督し、当該部に関する事項を処理する。

3 部長は、センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、センター長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

4 高等教育推進センター高等教育企画部に、当該部の運営に関し部長を補佐するため副部長を置くことができる。

(高等教育推進センター運営会議)

第31条の3の2 高等教育推進センターに、高等教育推進センター運営会議を置く。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、高等教育推進センター運営会議について準用する。  
この場合において、これらの規定中「学部運営会議」とあるのは「高等教育推進センター運営会議」と、「学部」とあるのは「高等教育推進センター」と、「学部長」とあるのは「センター長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第31条の4 前3条に定めるもののほか、高等教育推進センターに関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章の3 岩手県立大学教学IRセンター

(教学IRセンター長)

第31条の5 教学IRセンターに、教学IRセンター長（以下この章において「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、教学IRセンターに関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 教学IRセンターに、当該センターの運営に関しセンター長を補佐するため副センター長を置くことができる。

第 31 条の 6 前条に定めるもののほか、教学 I R センターに関し必要な事項は、別に定める。

## 第 9 章 教育支援本部

### (教育支援本部)

第 31 条の 7 大学に、教育に関する校務を処理するため、教育支援本部を置く。

2 教育支援本部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教務に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) アイーナキャンパス及び社会人専門教育に関すること。
- (4) 学生の募集及び入学者の選抜に関すること。
- (5) 高大連携に関すること。
- (6) メディアセンターの運営に関すること。
- (7) 教職教育センターの運営に関すること。
- (8) その他学長が必要と認める事項。

### (教育支援本部長)

第 31 条の 8 教育支援本部に、教育支援本部長を置く。

- 2 教育支援本部長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、教育支援本部に関する事項を掌理する。
- 3 教育支援本部に、教育支援本部の運営に関し教育支援本部長を補佐するため副本部長を置き、及び宮古短大部に関する事項を処理させるため宮古短期大学部教務部長を置く。

### (メディアセンター)

第 31 条の 9 教育支援本部に、メディアセンターを置く。

- 2 宮古短大部に、メディアセンターの分館として、宮古短期大学部図書館を置く。
- 3 メディアセンター及び宮古短期大学部図書館に関し必要な事項は、別に定める。

### (メディアセンター長等)

第 31 条の 10 メディアセンターにメディアセンター長を、及び宮古短期大学部図書館に図書館長を置く。

- 2 メディアセンター長はメディアセンターに関する事項を、及び図書館長は宮古短期大学部図書館に関する事項を処理する。

### (教職教育センター)

第 31 条の 11 教育支援本部に、教職教育センターを置く。

2 教職教育センターに関し必要な事項は、別に定める。

(教職教育センター長)

第 31 条の 12 教職教育センターに、教職教育センター長を置く。

2 教職教育センター長は、教職教育センターに関する事項を処理する。

## 第 10 章 学生支援本部

(学生支援本部)

第 32 条 大学に、学生に関する校務を処理するため、学生支援本部を置く。

2 学生支援本部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 学生の修学、生活及び健康の支援に関すること。
- (2) 就職の支援に関すること。
- (3) 奨学金に関すること。
- (4) 学生のボランティア活動に関すること。
- (5) 学生会、同窓会、後援会に関すること。
- (6) 健康サポートセンターの運営に関すること（職員の衛生管理及び健康サポートに関するものを除く。）。
- (7) その他学長が必要と認める事項。

(学生支援本部長)

第 33 条 学生支援本部に、学生支援本部長を置く。

- 2 学生支援本部長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、学生支援本部に関する事項を掌理する。
- 3 学生支援本部に、学生支援本部の運営に関し学生支援本部長を補佐するため副本部長を置き、及び宮古短大部に関する事項を処理させるため宮古短期大学部学生部長を置く。

(健康サポートセンター)

第 34 条 学生支援本部に、健康サポートセンターを置く。

2 健康サポートセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(健康サポートセンター長)

第 35 条 健康サポートセンターに健康サポートセンター長を置く。

- 2 健康サポートセンター長は、健康サポートセンターに関する事項を処理する。
- 3 健康サポートセンターに、健康サポートセンターの運営に関し健康サポートセンター長を補佐するため副センター長を置くことができる。

## 第 11 章 研究・地域連携本部

(研究・地域連携本部)

第 36 条 大学に研究、地域連携及び地域貢献に関する校務を処理するため、研究・地域連携本部を置く。

2 研究・地域連携本部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 産学公連携事業の推進及び支援に関すること。
- (2) 地域連携研究及び戦略的研究に関すること。
- (3) 知的財産の管理及び活用に関すること。
- (4) 競争的研究資金など外部資金の獲得の支援、受入及び管理に関すること。
- (5) 学術研究費に関すること。
- (6) 研究倫理に関すること。
- (7) 生涯学習及びこれらに係る講師の派遣に関すること。
- (8) 地域連携に関する相談の受付に関すること。
- (9) いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターの運営に関すること。
- (10) 地域政策研究センターの運営に関すること。
- (11) 防災復興支援センターの運営に関すること。
- (12) その他学長が必要と認める事項。

(研究・地域連携本部長)

第 37 条 研究・地域連携本部に研究・地域連携本部長を置く。

2 研究・地域連携本部長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、研究・地域連携本部に関する事項を掌理する。

3 研究・地域連携本部に地域連携本部の運営に関し研究・地域連携本部長を補佐するため副本部長を置く。

(いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター)

第 38 条 研究・地域連携本部に、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターを置く。

2 いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター長)

第 39 条 いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターに、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター長を置く。

- 2 いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター長は、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターに関する事項を処理する。

(地域政策研究センター)

第 39 条の 2 研究・地域連携本部に、地域政策研究センターを置く。

- 2 地域政策研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(地域政策研究センター長)

第 39 条の 3 地域政策研究センターに、地域政策研究センター長を置く。

- 2 地域政策研究センター長は、地域政策研究センターに関する事項を処理する。

(防災復興支援センター)

第 39 条の 3 の 2 研究・地域連携本部に、防災復興支援センターを置く。

- 2 防災復興支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

(防災復興支援センター長)

第 39 条の 3 の 3 防災復興支援センターに、防災復興支援センター長を置く。

- 2 防災復興支援センター長は、防災復興支援センターに関する事項を処理する。

## 第 11 章の 2 企画本部

(企画本部)

第 39 条の 4 大学に、評価、計画、大学広報その他大学の企画に関する校務を処理するため、企画本部を置く。

- 2 企画本部の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 認証評価に関すること。
- (2) 中期計画に関すること。
- (3) 大学広報に関すること。
- (4) 教員業績評価に関すること。
- (5) 情報システムに関すること。

(企画本部長)

第 39 条の 5 企画本部に、企画本部長を置く。

- 2 企画本部長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、企画本部に関する事項を掌理する。
- 3 企画本部に、企画本部の運営に関し企画本部長を補佐するため副本部長を置く。

## 第 12 章 事務局

### (事務局)

第 40 条 大学に、事務局を置く。

2 事務局の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 人事、組織、労務、危機管理その他大学運営の総括に関すること。
- (2) 健康サポートセンターの運営に係る事務（職員の衛生管理及び健康サポートに関することに限る。）に関すること。
- (3) 財務、会計その他法人の運営に係る総務に関すること。
- (4) 第 10 条の 2 第 3 項、第 4 項及び第 5 項に掲げる業務に係る事務に関すること。
- (5) 第 10 条の 3 第 2 項各号に掲げる業務に係る事務に関すること。
- (6) 第 31 条の 7 第 2 項各号に掲げる業務に係る事務に関すること。
- (7) 第 32 条第 2 項各号に掲げる業務に係る事務に関すること。
- (8) 第 36 条第 2 項各号に掲げる業務に係る事務に関すること。
- (9) 第 39 条の 4 第 2 項各号に掲げる業務に係る事務に関すること。

### (事務局長)

第 41 条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局に関する事項（前条第 2 項第 4 号から第 9 号までを除く。）を掌理する。

第 42 条 事務局に、次表左欄に掲げる室等を置き、室等の内部組織として同表右欄の課を置く。

室 等	室等に置く課
教育支援室	教育支援課、入試課
学生支援室	学生支援課
研究・地域連携室	研究・地域連携課
企画室	
総務室	総務財務課、人事給与課
宮古事務局	

- 2 教育支援室は、第 40 条第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事務を処理する。
- 3 学生支援室は、第 40 条第 2 項第 7 号に掲げる事務を処理する。
- 4 研究・地域連携室は、第 40 条第 2 項第 8 号に掲げる事務を処理する。
- 5 企画室は、第 40 条第 2 項第 9 号に掲げる事務を処理する。
- 6 総務室は、第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事務を処理する。

7 宮古事務局は、第40条第2項各号に掲げる事務で宮古短大部に係るもののうち別に定めるものを処理する。

(法務室)

第42条の2 事務局に、法務支援組織として、法務室を置く。

2 法務室に関し必要な事項は、別に定める。

### 第13章 本部長会議

(本部長会議)

第43条 大学に、全学的事項に関する本部（教育支援本部、学生支援本部、研究・地域連携本部及び企画本部をいう。以下同じ。）間の調整及び協議を行うため、本部長会議を置く。

2 本部長会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 第14章 中期計画策定委員会、評価委員会、文書管理委員会、人事委員会及びハラスメント防止対策委員会

(中期計画策定委員会)

第44条 理事長の下に、中期計画策定委員会を置く。

2 中期計画策定委員会は、中期計画の策定に関する事項を審議する。

3 中期計画策定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(評価委員会)

第45条 理事長の下に、評価委員会を置く。

2 評価委員会は、法人及び大学の評価に関する特定事項を審議する。

3 評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(文書管理委員会)

第45条の2 理事長の下に、文書管理委員会を置く。

2 文書管理委員会は、法人文書及び歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する事項を審議する。

3 文書管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(人事委員会)

第46条 学長の下に、人事委員会を置く。

2 人事委員会は、教員の人事等に関し全学的視点から審議を行う。

3 人事委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント防止対策委員会)

第 46 条の 2 学長の下に、ハラスメント防止対策委員会を置く。

2 ハラスメント防止対策委員会は、ハラスメントに関する事項を所掌する。

3 ハラスメント防止対策委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 15 章 職及び職務

(職及び職務)

第 47 条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職員を置くことができるものとし、特別の事情がある場合のほか、大学の職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
学部、短期大学部、高等教育推進センター、教学 I R センター、本部	教授	左に掲げる職に応じ、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条にそれぞれ規定する職務に従事する。
	准教授	
	講師	
	助教	
	助手	
事務局	事務局次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
	参事	上司の命を受け、事務局の特定事項について企画及び立案に参画する。
室	室長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、本部長若しくは事務局長に事故があるとき、又は本部長若しくは事務局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	副参事	上司の命を受け、室の特定事項について企画及び立案に参画する。
	課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を掌理する。
室、宮古事務局	主幹	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。
	主査図書事務員	
	主任	上司の命を受け、高度な知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。

	主任図書事務員	
	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	図書事務員	
	主任ボイラー技士	上司の命を受け、技術又は労務をつかさどる。
	主任運転技士	
	主任用務員	
	ボイラー技士	
	運転技士	
	用務員	
室	上席保健師	上司の命を受け、技術をつかさどる
	上席看護師	
	主任主査保健師	
	主任主査看護師	
	主査保健師	
	主査看護師	
	保健師	
	看護師	
宮古事務局	局長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、宮古事務局の事務を掌理する。

2 前項に規定する職のほか、理事長が必要と認める職を置くことができる。

## 第16章 雑則

(雑則)

第48条 この規則に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、岩手県立大学社会福祉学部に実習教育開発室を置く。
- 3 実習教育開発室に室長、次長、実習講師を置き、実習教育の開発等に関する事項を処理する。

附 則 (平成18年3月4日 規則第1号抄)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月11日 規則第6号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日 規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(公立大学法人岩手県立大学教員の任期に関する規則の一部改正)

- 2 公立大学法人岩手県立大学教員の任期に関する規則(平成18年規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)中

「

教授
助教授
講師
助手

」を「

教授
准教授
講師
助教
助手

」に改める。

附 則(平成20年4月1日 規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日 規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日 規則第2号抄)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 [略]

附 則(平成22年5月10日 規則第4号)

この規則は、平成22年5月10日から施行する。

附 則(平成22年8月23日 規則第8号)

この規則は、平成22年8月23日から施行する。

附 則(平成23年3月30日 規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日 規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の社会福祉学部福祉臨床学科の名称及び社会福祉学部福祉経営学科は、この規則による改正後の公立大学法人岩手県立大学組織規則第10条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成27年3月31日 規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日 規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日 規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日 規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日 規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日 規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月10日 規則第7号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日 規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日 規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 文理融合データサイエンス教育プログラム

## データで世界を知る データで考える データを専門分野に活用する

数理・データサイエンス・AIは、今後のデジタル社会の基礎知識であり、すべての学部生が身につけておくべき素養にあたることから、本学のプログラムでは、大学における学び・研究や、将来の仕事・生活に役立つ数理・データサイエンス・AIの知識・技術を体系的に学びます。



### ○ 教育プログラムの学修目標

「自然」「科学」「人間」が調和した新たな時代の創造（建学の理念より）に寄与できる人材育成のための教育プログラムとして、リテラシーレベルと応用基礎レベルを開講します。各レベルの学修目標は、それぞれ次のとおりです。

<リテラシーレベル>

数理・データサイエンス・AIが社会でどのように活用されているのかを理解し、自らの専門分野の専門分野の学びに活用することができるための基礎的素養を身につける。

<応用基礎レベル>

リテラシーレベルの発展的な内容を理解し、自らの専門分野の課題解決に数理・データサイエンス・AIを応用するための基礎能力を身につける。

### ○ 教育プログラムの特色

- ・全岩手県立大学生（短期大学部を含む）を対象とした開講
- ・「数理・データサイエンス・AIモデルカリキュラム\*」に準拠した学習内容 \*数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム作成（2020年4月）  
文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（MDASH）」へ申請予定
- ・リテラシー科目でのノートPCの利用：個人所有のノートPCを活用した演習を行いながら、ICT活用能力の向上を図ります。